今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（参考資料）

資料５

◇経済・社会の現状

○産業構造、就業構造の変化 …p１
○就業者の高齢化、企業内訓練・人材育成の状況…p２
○就職者数の推移 …p３
○就職者の全体構成の推移 …p４
○職業別就職者数の推移 …p５
○職業別の就職状況 …p６
○労働者の学歴別構成割合の推移 …p７

◇若者の現状

○フリーター・若年無業者、離職率の状況 …p８
○就職率の推移 …p９
○高校生の進路の推移 …p１０
○卒業後、進学も就職もしていない者の状況 …p１１
○学歴別の正社員割合 …p１２
○大学生の意識 …p１３
○高校生の意識 …p１４

◇後期中等教育、高等教育機関の現状

○学校数、学生・生徒数等の状況 …p１５
○高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移 …p１６
○各学校種の目的規定 …p１７
○諸外国の学校系統 …p１８

◇企業から見た人材の現状

○企業の人材水準への評価 …p２２
○企業の求める人材像と実際の学生に対する評価 …p２３
○新規採用にあたって重視する点 …p２４
○経済界・労働界からのキャリア教育・職業教育に関する提言の例 …p２５

◇キャリア教育・職業教育等の現状

○教育基本法、教育振興基本計画における位置づけ …p２７
○学習指導要領における位置づけ …p２８
○文部科学省におけるキャリア教育・職業教育に関する主な取組 …p３７
○職場体験・インターンシップの実施状況 …p３８
○大学・大学院における社会人入学者の推移 …p３９
○25歳以上の大学への入学者の割合 …p４０
○基礎的・汎用的能力についての提言の例 …p４１
○「キャリア教育」、「職業教育」等の定義 …p４９

経済・社会の現状

経済のサービス化の進展など産業構造が変化

終身雇用・年功型賃金・新卒一括採用の変化、非正規雇用の増加など就業構造が変化

○名目GDPに占める産業別割合の推移

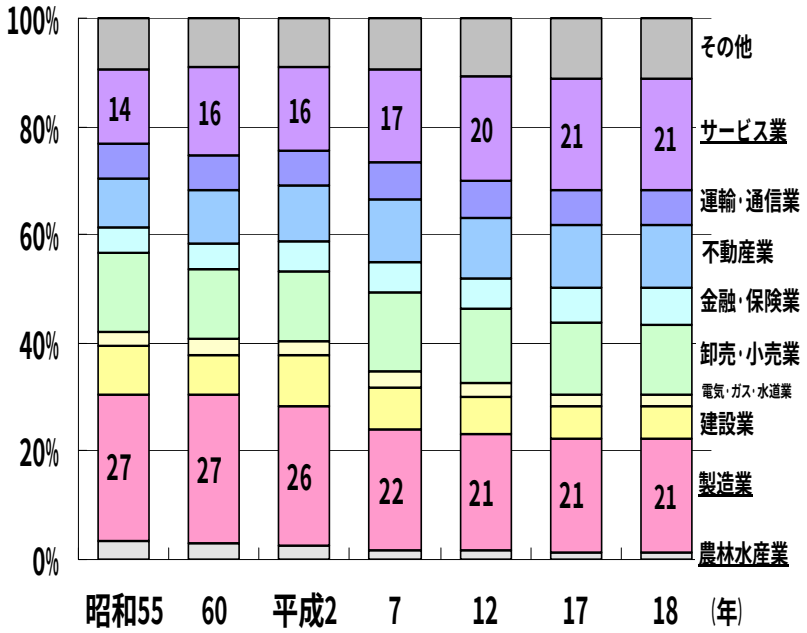

資料：内閣府「国民経済計算」

○非正規雇用者の比率の推移

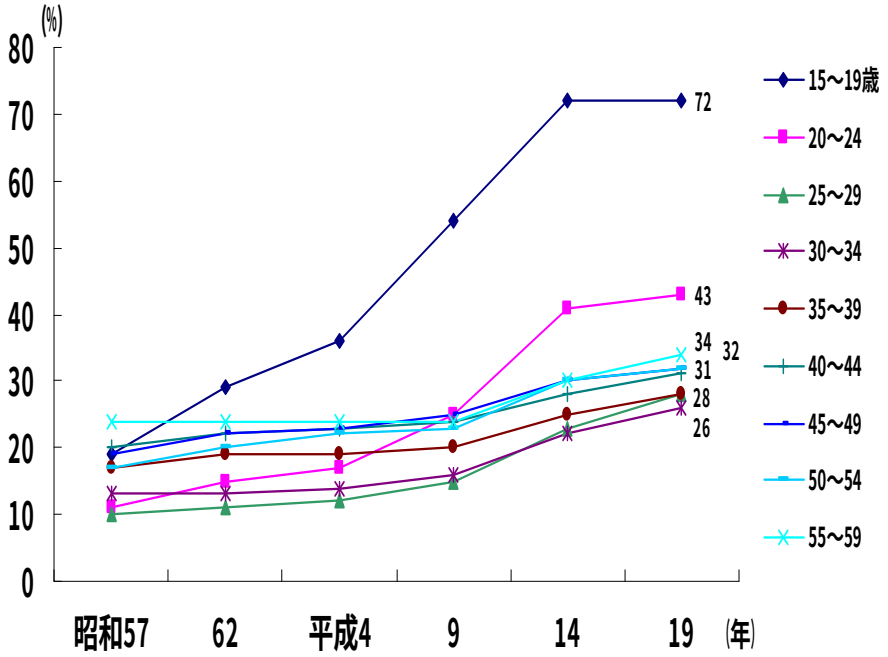

(注) 会社などの役員を除く雇用者のうち、正規の職員・従業員を除いた雇用者の割合

資料：総務省「就業構造基本調査」

団塊世代の退職や国際競争の激化等に伴い、ものづくり等の人材育成が課題になる一方、企業内訓練は縮小

○就業者に占める若年者・高齢者の割合の推移

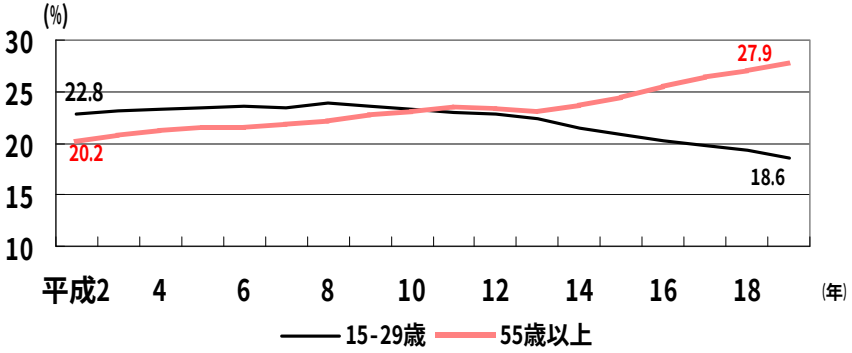

資料：総務省「労働力調査」

○人材育成に関する問題があるとする事業所及び問題点の内訳

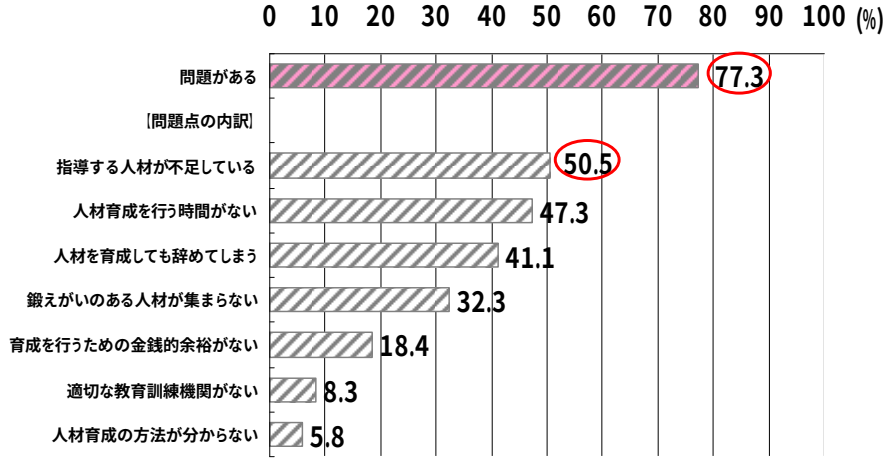

※問題点は複数回答

資料：厚生労働省「能力開発基本調査」（平成19年度）

○労働費用に占める教育訓練費用の割合の推移

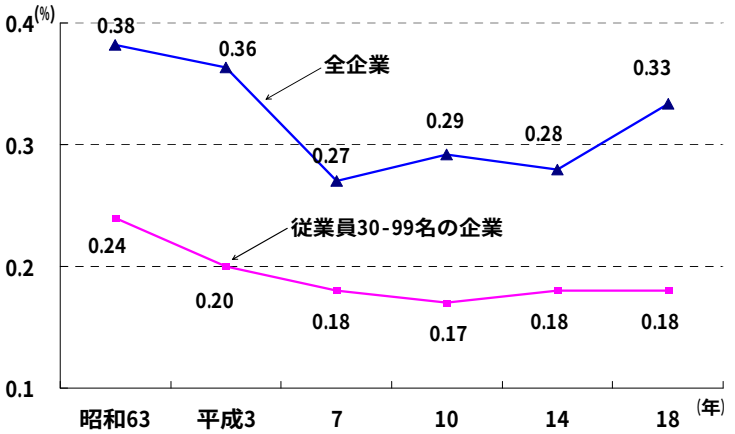

資料：昭和63～平成10年は労働省「賃金労働時間制度等総合調査」により作成
平成14～18年は厚生労働省「就労条件総合調査」により作成

○最近の計画的OJTの実施状況

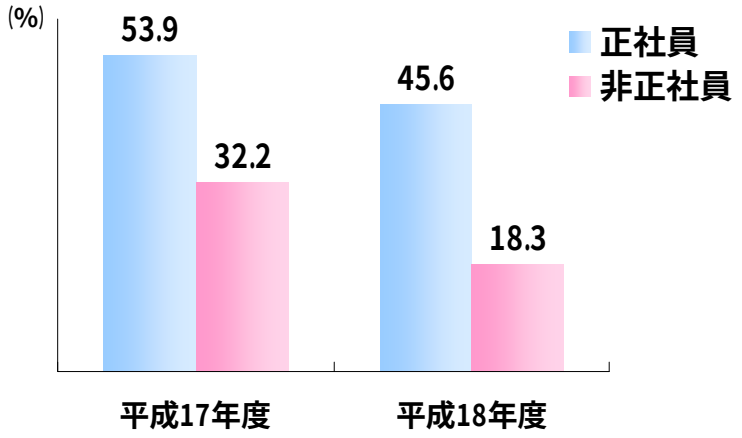

※計画的OJT（日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、計画書を作成するなどして段階的・継続的に教育訓練を実施するもの）を実施した事業所の割合。

資料：厚生労働省「能力開発基本調査」（平成18年度、19年度）

○就職者数の推移

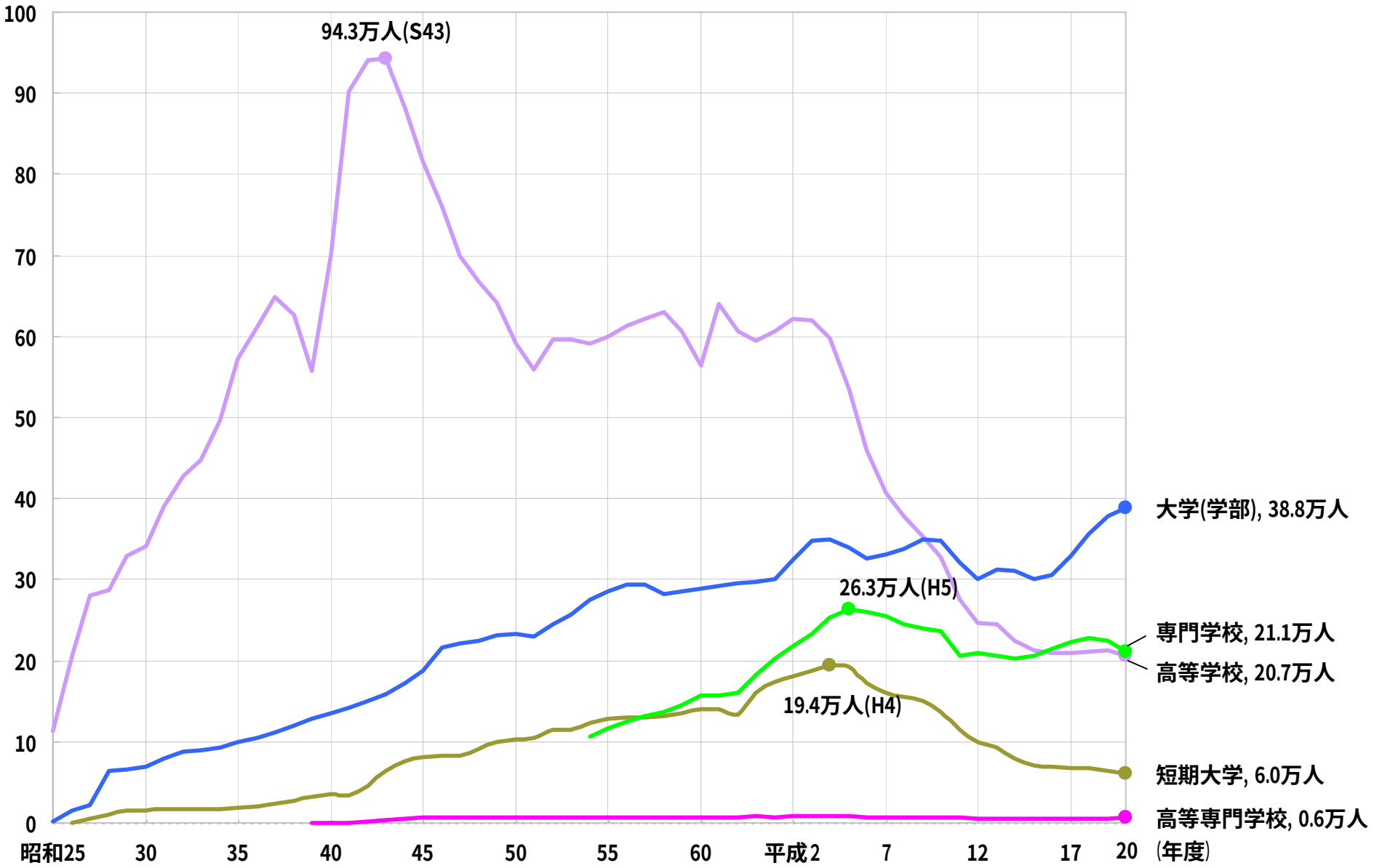

※就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本調査」

○就職者の全体構成の推移

近年、就職者は高等教育修了者が中心に（昭和45年度：約2割→平成20年度：約8割）

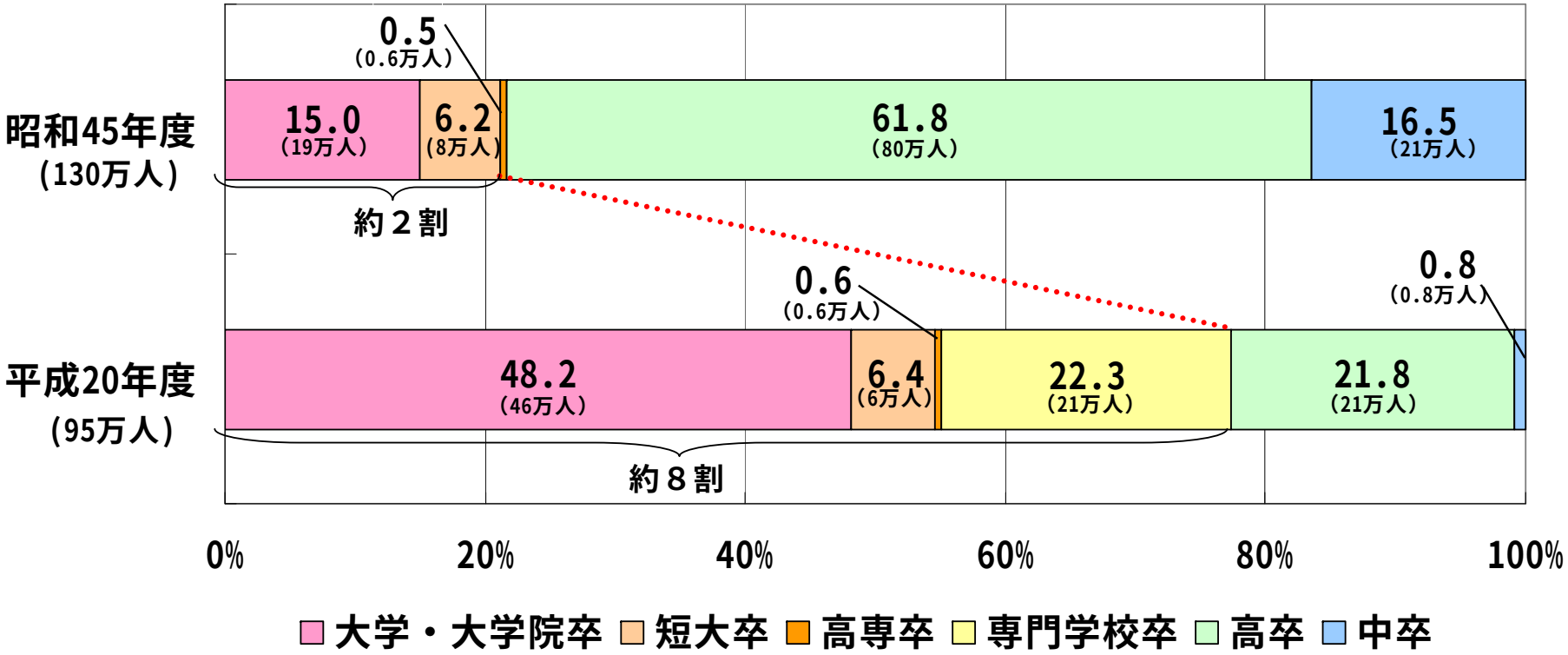

※専修学校制度は昭和５１年度に創設

資料：文部科学省「学校基本調査」

○職業別就職者数の推移

高卒は生産工程･労務作業者、高専･短大卒は専門的･技術的職業従事者、大卒は事務従事者が最も多くなっている。

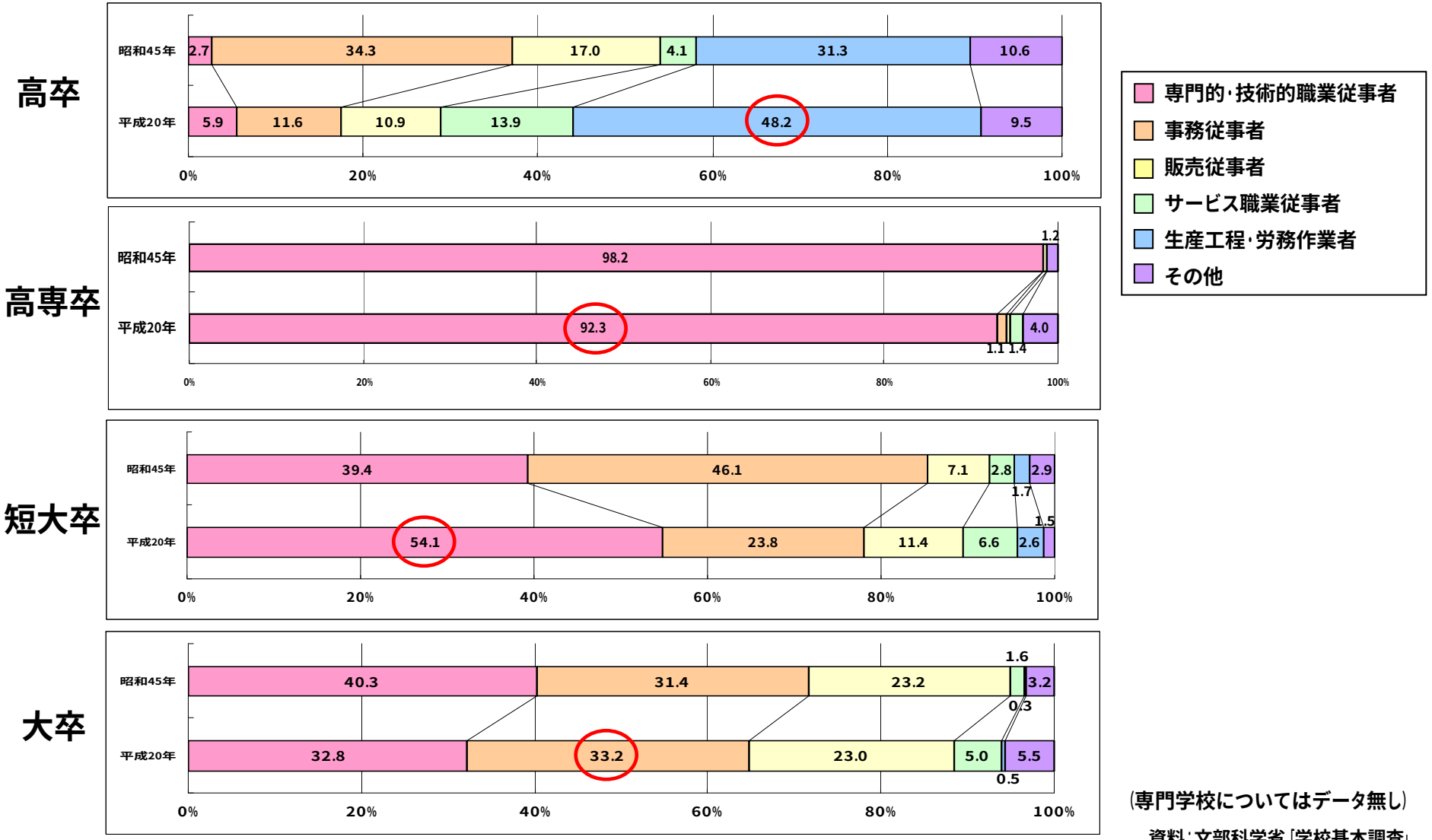

(専門学校についてはデータ無し)

資料：文部科学省「学校基本調査」

○職業別の就職状況（平成20年3月卒業者）

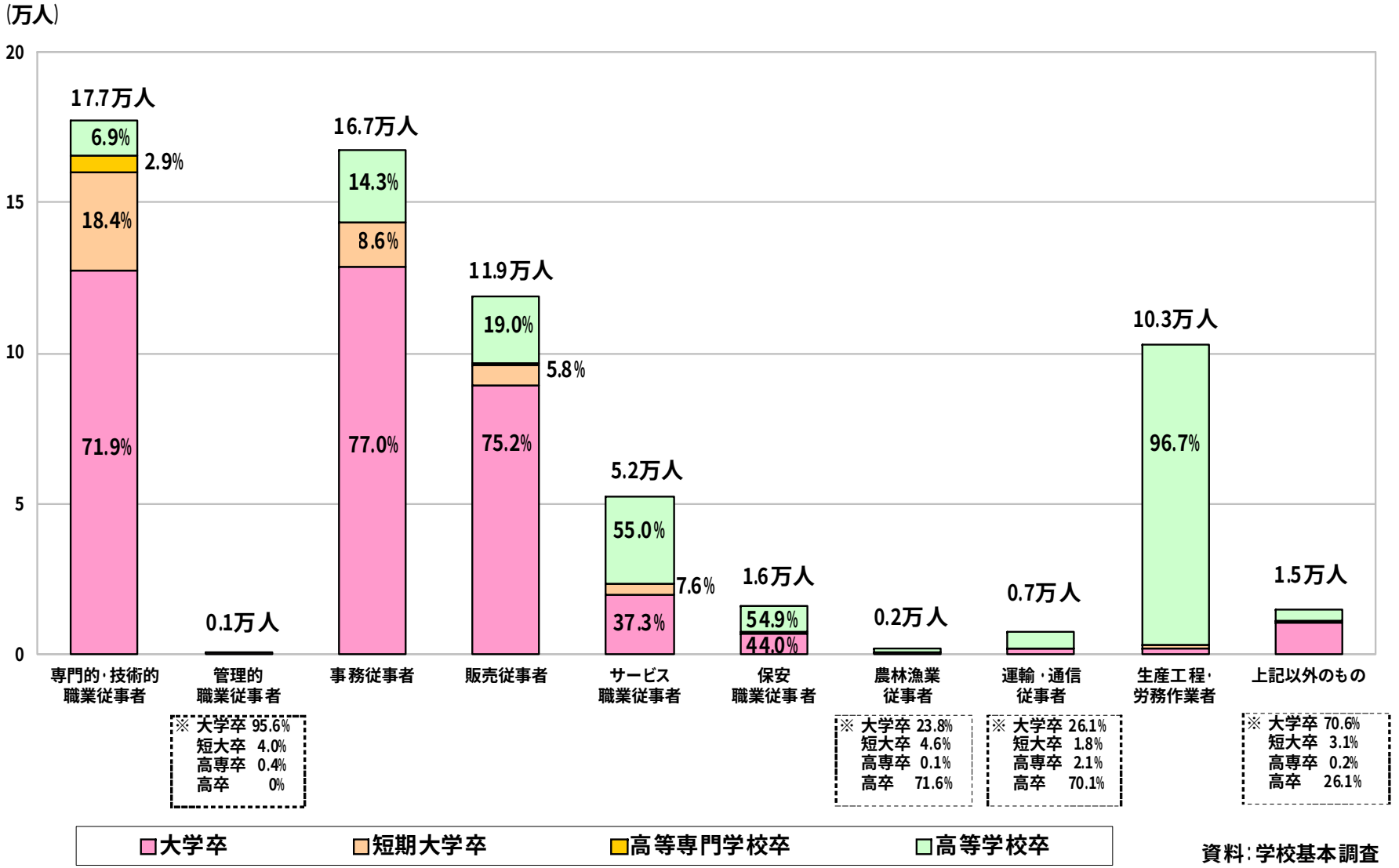

資料：学校基本調査

○労働者の学歴別構成割合の推移

男女ともに高等教育を修了した労働者の割合が増加し、全体の半数近くに。

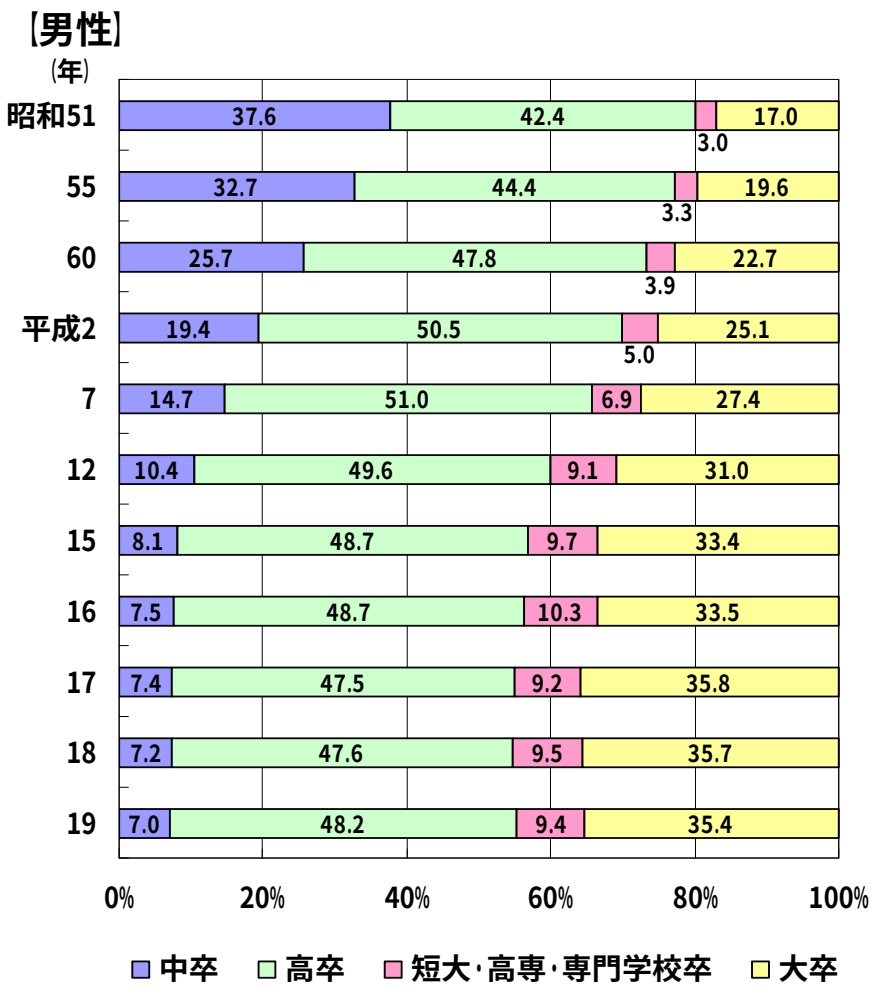

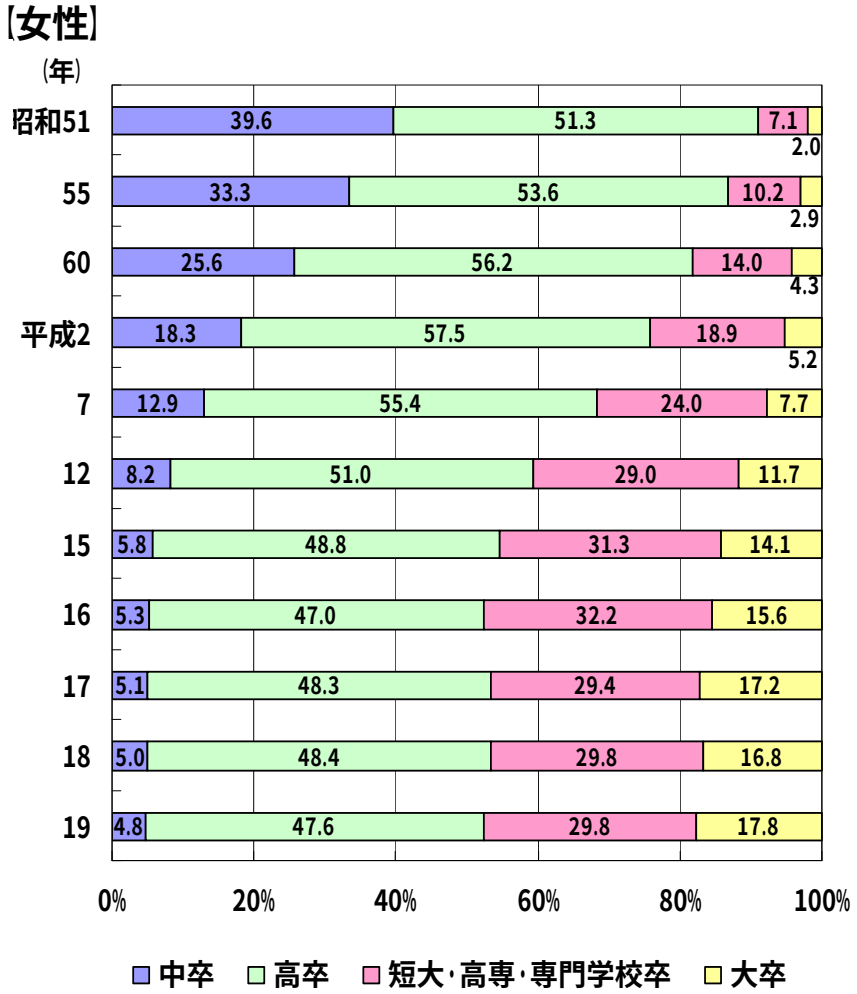

※平成17年から「大卒」に「大学院卒」が含まれる。
※労働者は15歳以上の全労働者

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

若者の現状

フリーターは180万人超、若年無業者は60万人超

○フリーターの数の推移

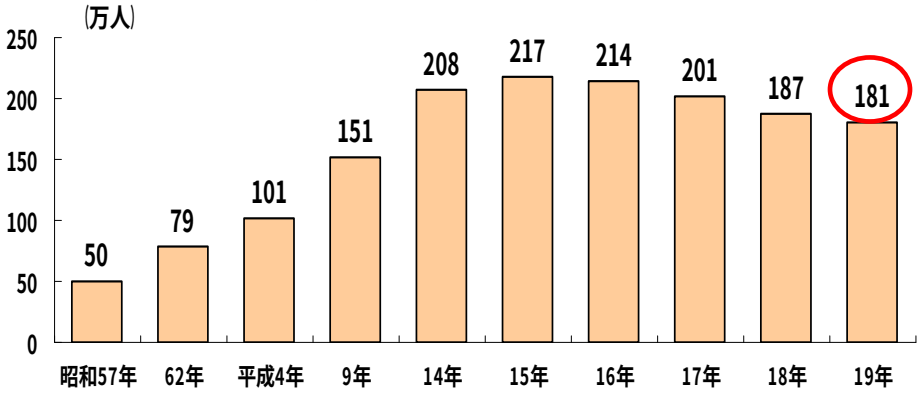

(注)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、
1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者
の合計。(平成14年より前は若干内容が異なり、単純な比較はできない)

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～平成9年)、
総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」(平成14年～)

○若年無業者の数の推移

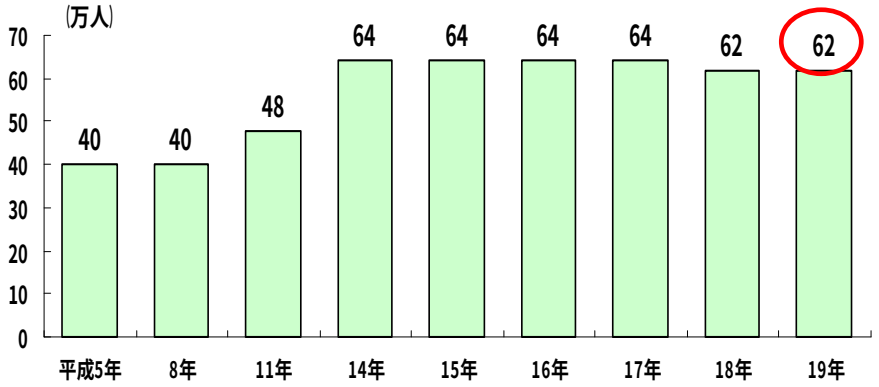

(注) 「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

資料：総務省統計局「労働力調査」

中卒で約7割、高卒で約5割、大学等卒で約4割が就職後3年以内に離職

○新規学卒就職者の３年以内の離職率の推移

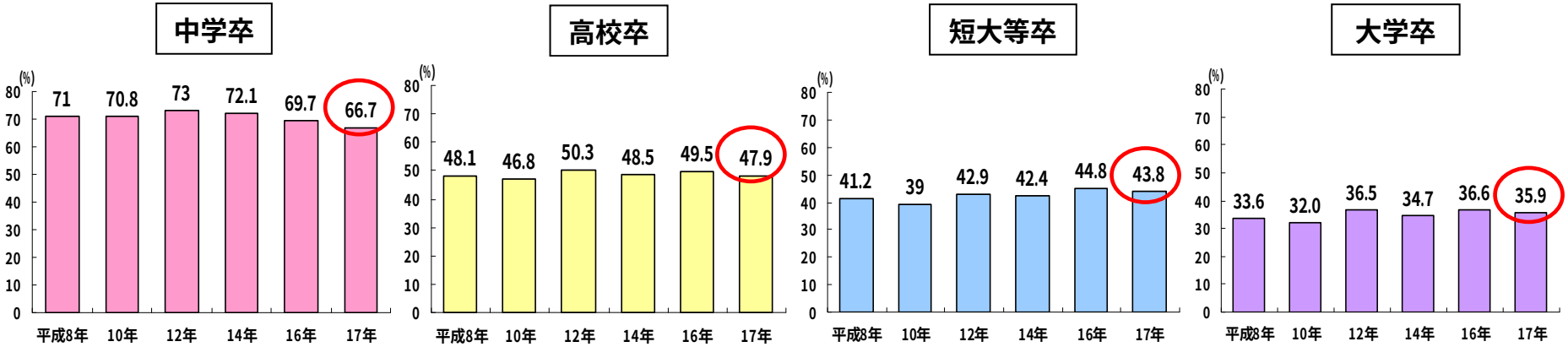

資料：厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」各年いずれも３月卒を示す

○就職率の推移

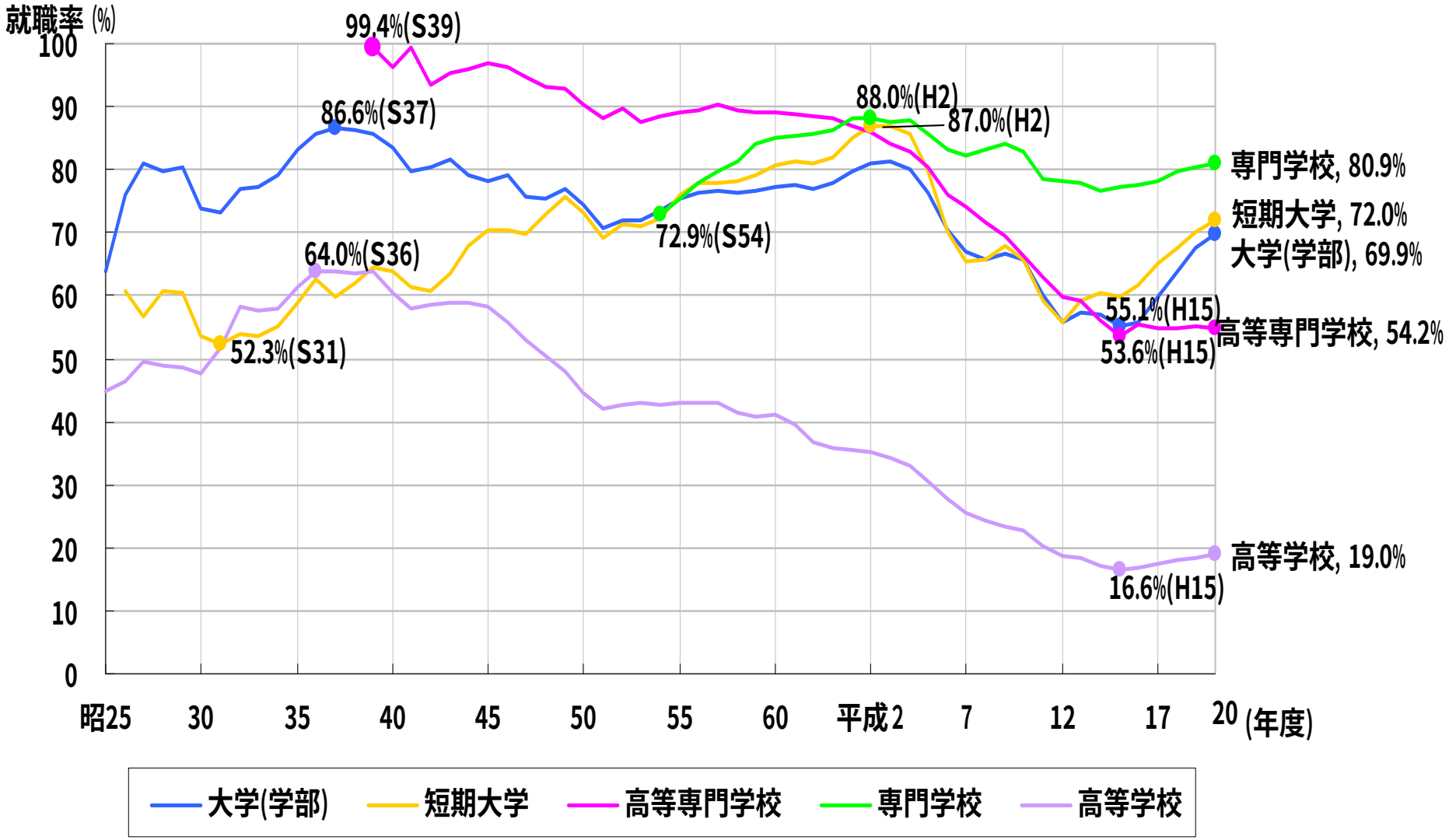

資料：文部科学省「学校基本調査」

※就職率は、各学校段階卒業後すぐに就職した者の割合を示す。
※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

○高校生の進路の推移

各学科ともに進学率が上昇し、就職率が低下

○高等教育進学率の推移

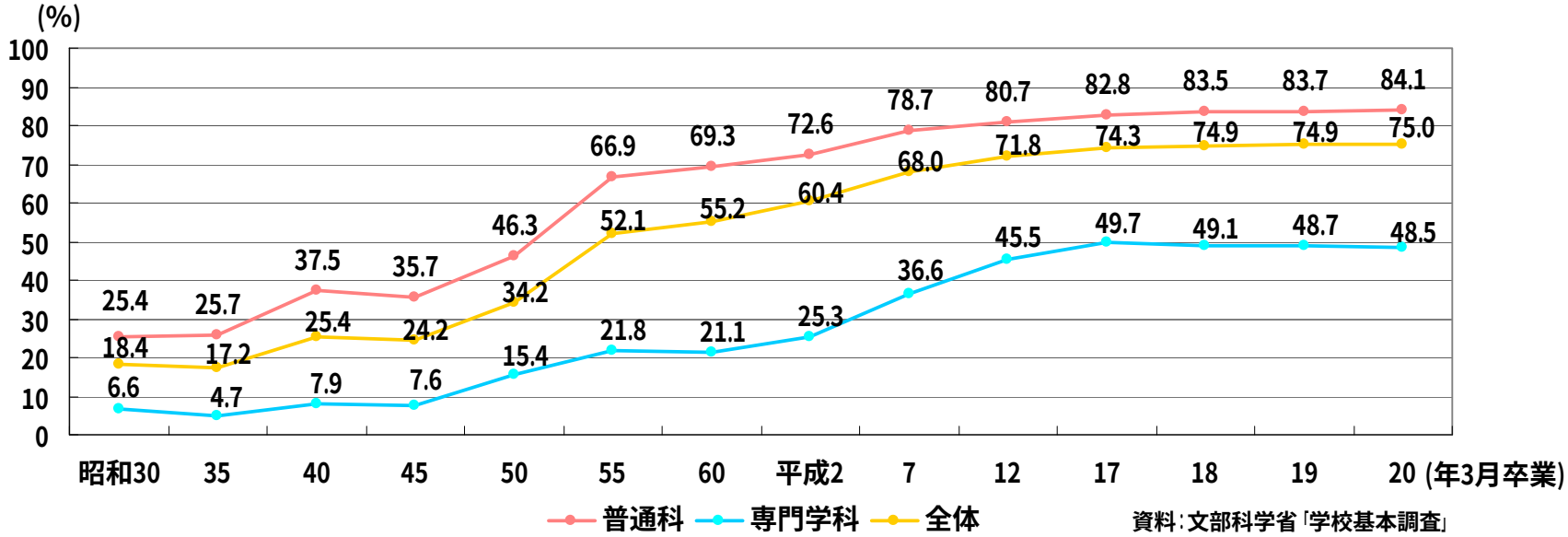

資料：文部科学省「学校基本調査」

○就職率の推移

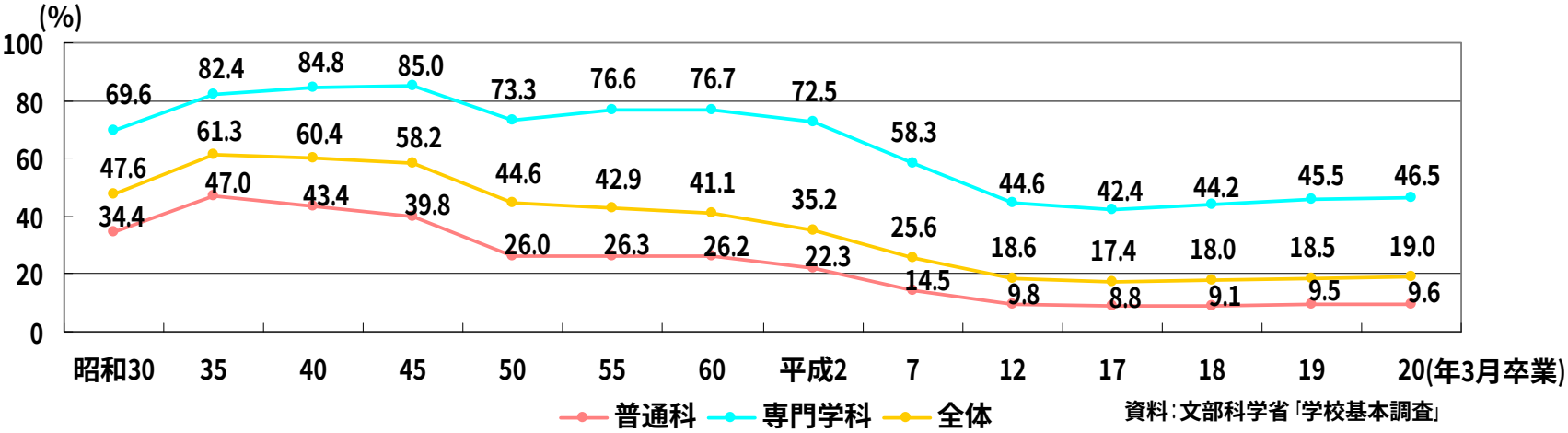

資料：文部科学省「学校基本調査」

○卒業後、進学も就職もしていない者の状況

ここ数年減少傾向にあるものの、大学・短大で約１０％、高校で約５％存在。
高校は普通科卒が最も多くなっている。

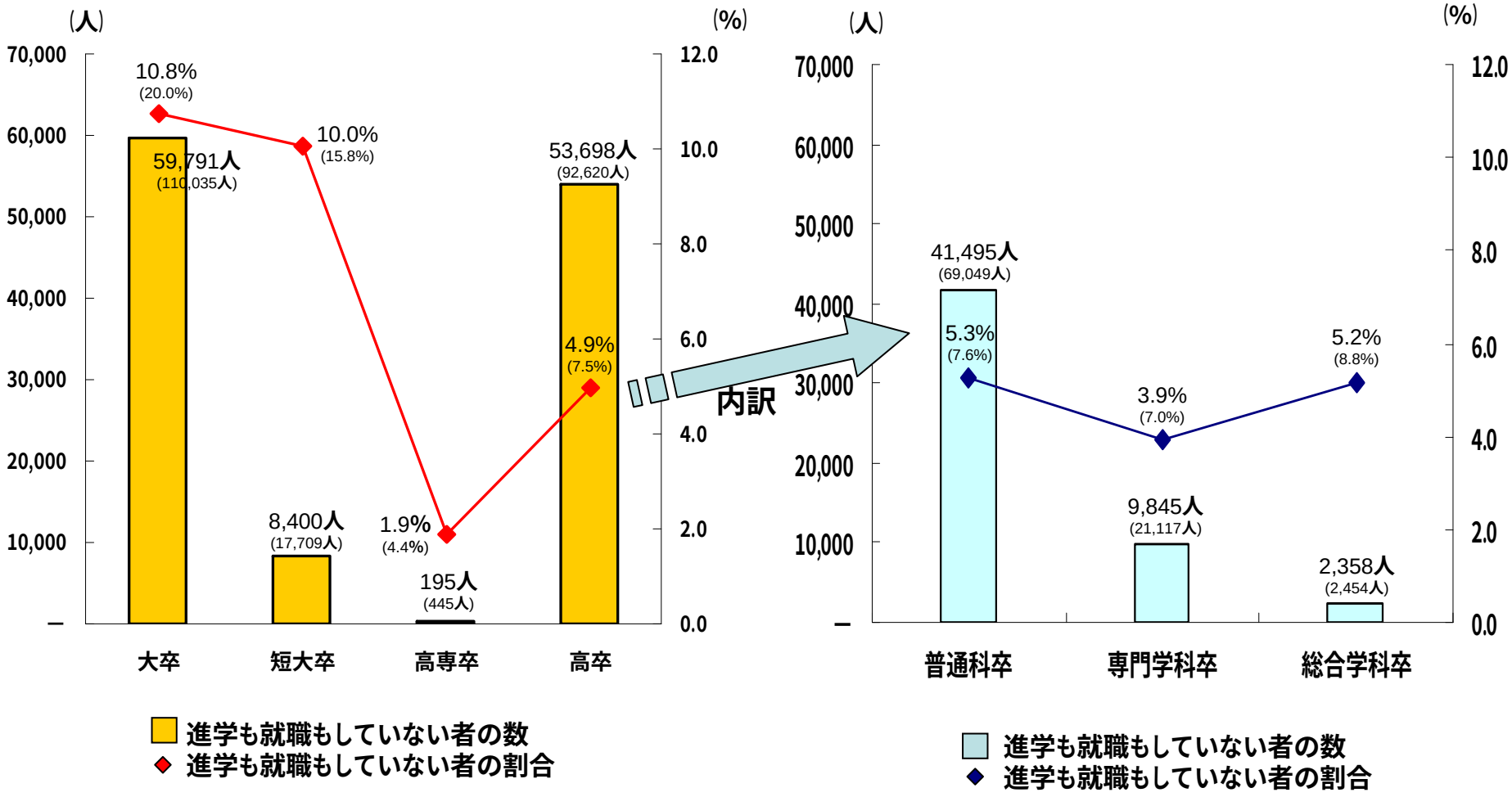

※平成20年3月卒業生（カッコ内は平成16年3月卒業生）
※専門学校についてはデータ無し

資料：文部科学省「学校基本調査」

○学歴別の正社員割合

普通科卒よりも、専門学科・総合学科卒の方が、正社員比率が高くなっている。

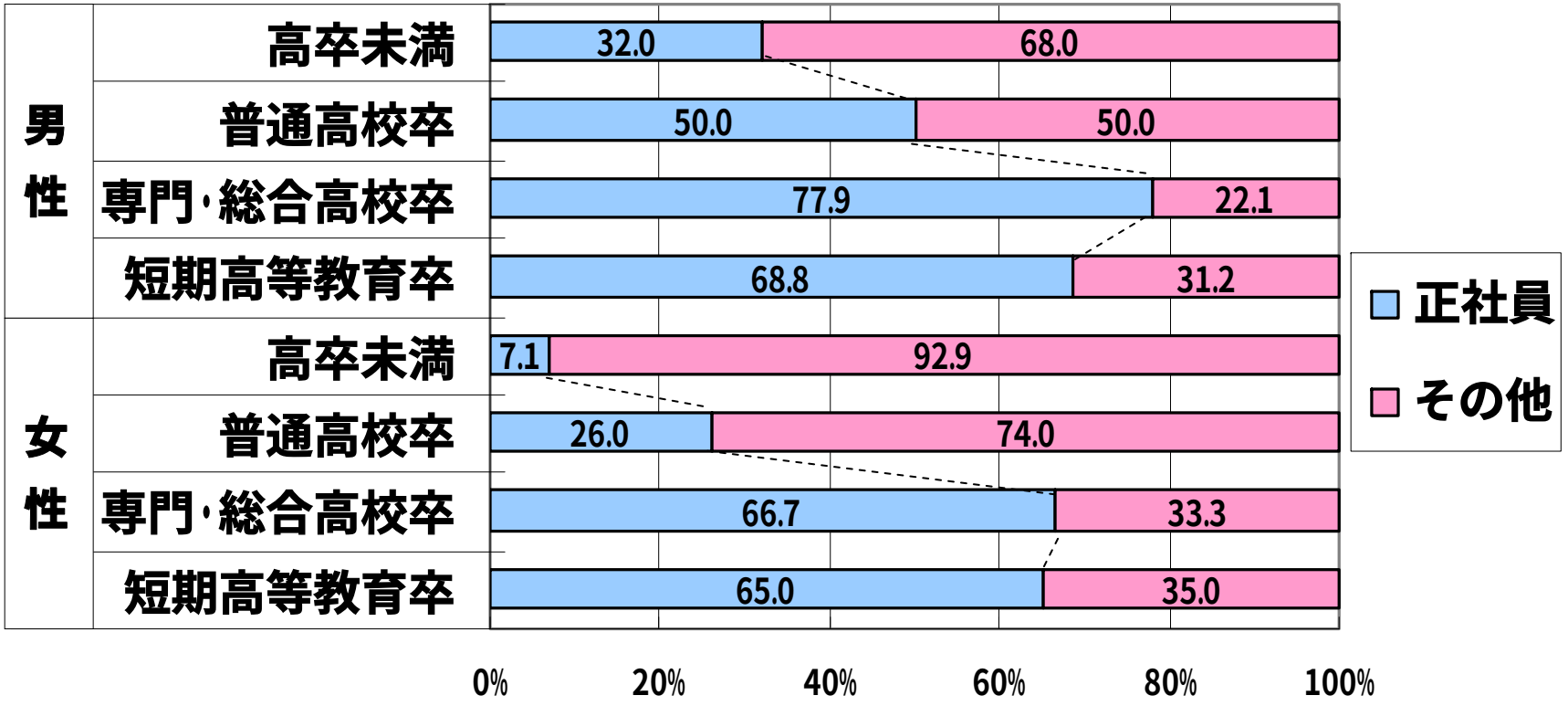

※　平成19年度に、21歳となる者（約1,700名）を対象に行ったサンプル調査の結果に基づき集計。

資料：日本教育学会「若年パネル調査」

○大学生の意識

◇ 大学の授業の有用度と自分の実力

授業が有用と考える者が多い一方、職業に関連する知識や技能の面では、授業が役立っていないとする者も4割程度存在し、自分の実力への自信も低い。

	これまでの授業経験は 役立っていない		役立っている		自分の実力は 不十分		十分	
将来の職業に関連する知識や技能	9.5	29.6	42.4	17.2	30.0	50.6	15.4	1.3
専門分野での知識･理解	4.7	23.8	49.5	20.5	25.1	51.3	19.3	1.4
専門分野の基礎となるような理論的理解･知識	4.5	24.0	48.7	20.8	22.3	49.7	22.6	2.0
	約3～4割		約6～7割		約7～8割		約2～3割	

◇ 大学卒業後のキャリアについての考え

卒業後すぐに正社員になり、そこで継続して働きたいとする学生が多いが、一方で職業を流動的に捉えている学生も相当数存在。

	そう思わない	ある程度思う	そう思う
すぐに就職して最初から正社員･正規の職員になる	13.9	40.8	43.9
すぐに就職するが正社員･正規の職員にこだわらない	60.7	31.9	5.7
すぐに大学院などに進学する	52.8	28.8	16.9
就職してから大学院への進学を考える	72.0	22.0	4.3
資格試験･公務員試験などに合格するまで就職しない	66.7	23.0	8.8
卒業後すぐには就職しなくてもよい	67.6	24.6	6.2
最初の就職先にできるだけ長く勤める	15.2	45.7	37.6
何年かして転職や独立をする	43.3	44.0	11.1
結婚･出産したら仕事をやめる （女性のみ）	55.6	29.7	8.4

資料：「全国大学生調査」（平成19年）（全国大学生調査コンソーシアム、東京大学 大学経営･政策研究センター）

○高校生の意識

＜進学を希望する理由＞

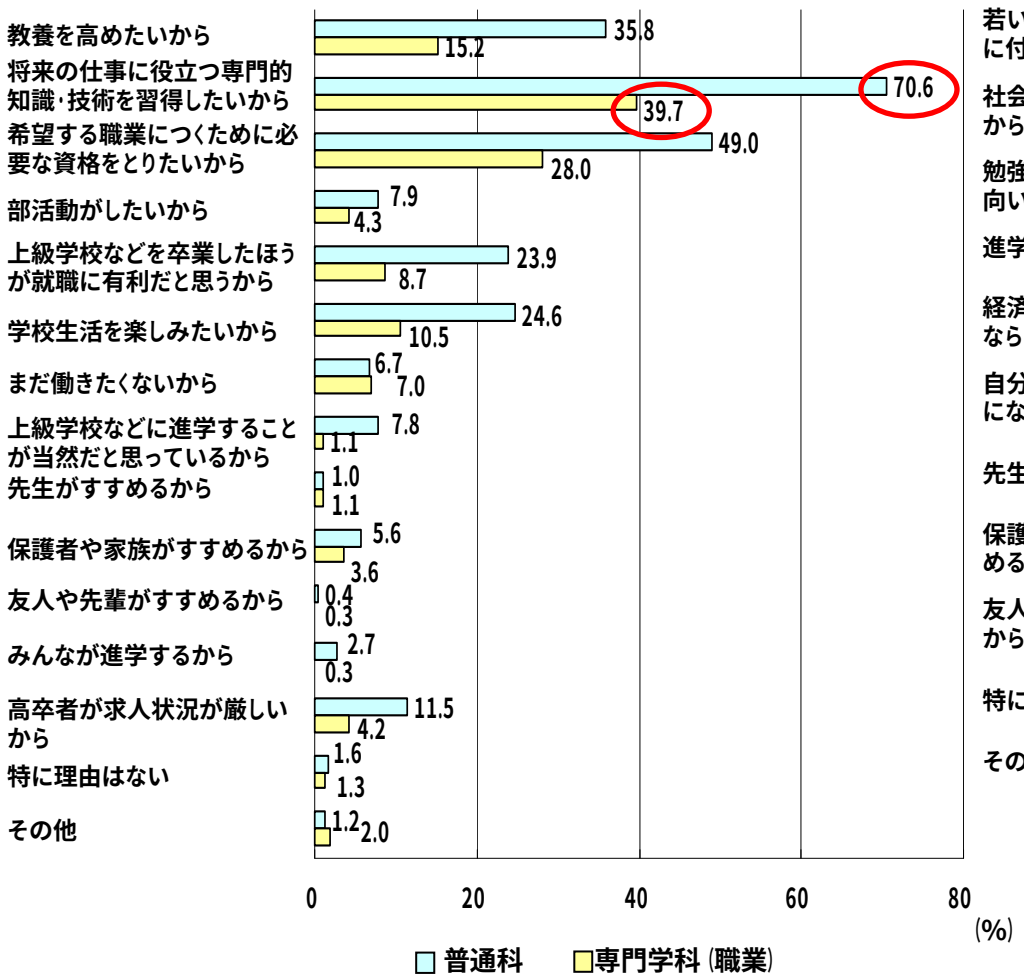

＜働くことを希望する理由＞

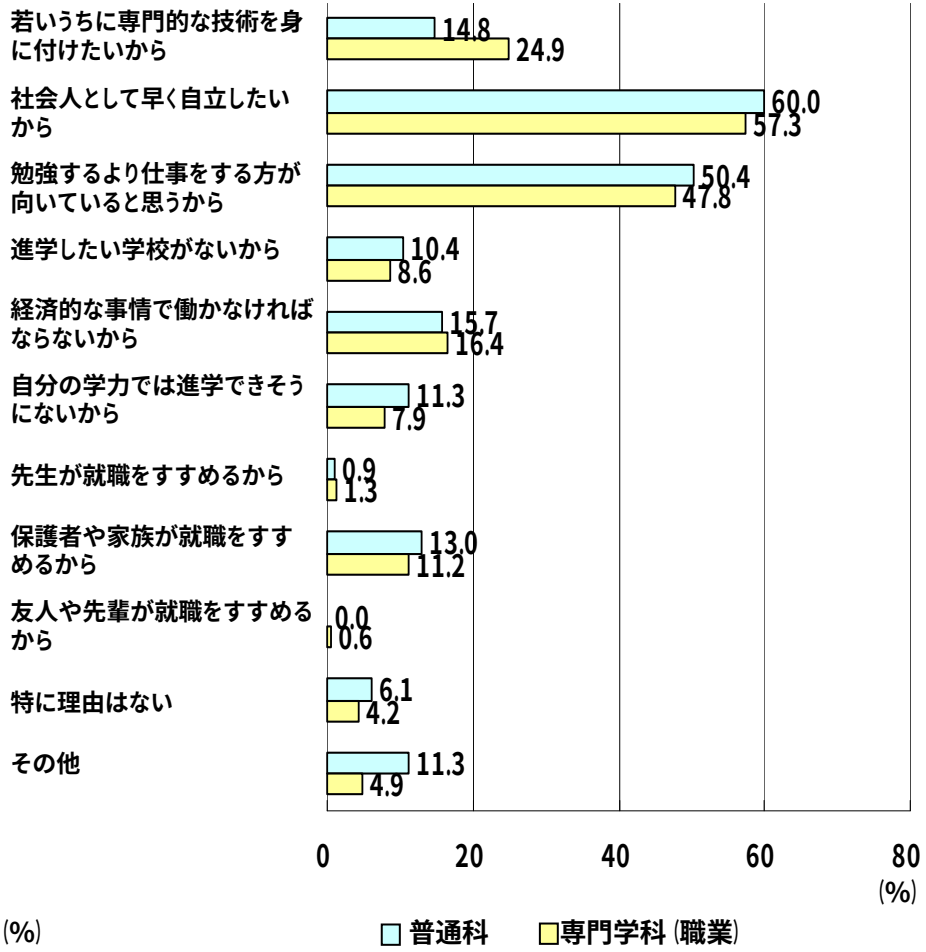

※該当するものを2つまで回答（1つだけでも可）

資料：（財）日本進路指導協会
「中学校・高等学校における進路指導に関する総合的実態調査報告書」（平成18年3月）

後期中等教育、高等教育機関の現状

○学校数、学生・生徒数等の状況

	学校数（比率）	生徒数（比率）	国公私比率(学校数)			分野別比率
			国立	公立	私立	
高等学校	5,243	3,358,711	0.3% (16)	74.5% (3,906)	25.2% (1,321)	
普通科	4,359 (56.6%)	2,427,838 (72.3%)	—	—	—	
専門学科	3,013 (39.1%)	771,664 (23.0%)	—	—	—	農業11.5% 工業35.2% 商業29.6% 水産1.2% 家庭6.0% 看護1.7% 情報0.4% 福祉1.3% その他13.2%
総合学科	328 (4.3%)	159,209 (4.7%)	—	—	—	
高等専修学校 (専修学校高等課程)	503	38,731	1.0% (5)	1.6% (8)	97.4% (490)	工業11.0% 農業0.02% 医療35.8% 衛生14.7% 教育・社会福祉3.6% 商業実務17.5% 服飾・家政9.0% 文化・教養8.5%
専門学校 (専修学校専門課程)	2,968	582,864	0.4% (11)	6.8% (202)	92.8% (2,755)	工業14.2% 農業0.6% 医療33.8% 衛生12.5% 教育・社会福祉6.9% 商業実務9.9% 服飾・家政3.6% 文化・教養18.6%
高等専門学校	64	56,135	85.9% (55)	9.4% (6)	4.7% (3)	商船学科2.0% 工業学科96.6% その他(情報デザイン学科、コミュニケーション情報学科、国際流通学科、経営情報学科) 1.4%
短期大学	417	166,448	0.5% (2)	7.0% (29)	92.6% (386)	人文科学12.4% 社会科学12.0% 教養1.4% 工業3.5% 農業0.8% 保健7.6% 家政20.8% 教育29.8%
大学	765	2,520,593	11.2% (86)	11.8% (90)	77.0% (589)	人文科学15.6% 社会科学35.8% 理学3.3% 工学16.3% 農学3.0% 医・歯学2.5% 薬学2.2% 家政2.6% 教育6.1%
専門職大学院	123	23,033	34.1% (42)	4.9% (6)	61.0% (75)	人文科学0.7% 社会科学90.7% 工学1.0% 医・歯学0.6% 教育3.1%

※国公私比率は学校数ベース、分野別比率は学生・生徒数ベース(専攻科等除く)
※高等学校の学校数は、複数の学科を併置する高校があるため、各学科の総計と異なる。
※専門職大学院の学校数は、大学の内数。

資料：文部科学省「学校基本調査（平成20年度）

○高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定（約7割）で推移。

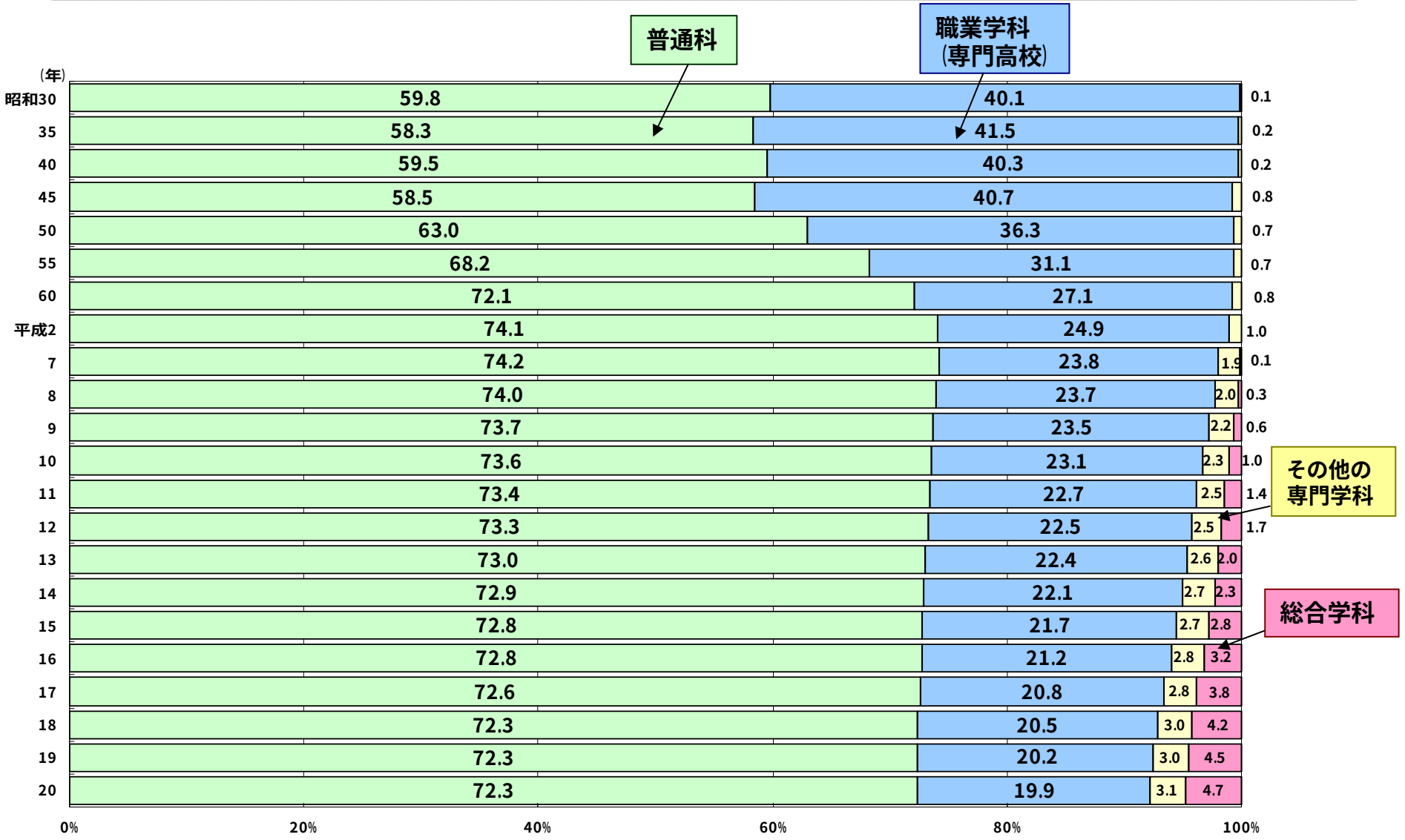

※総合学科は平成6年度より制度化。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

資料：文部科学省「学校基本調査」

○各学校種の目的規定

高等学校	高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。 （学校教育法第５０条）
専修学校	第１条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。 （学校教育法第１２４条）
高等専門学校	高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。 （学校教育法第１１５条）
大学	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 （学校教育法第８３条）
短期大学	大学は、第８３条第１項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。 （学校教育法第１０８条）
専門職大学院	大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 （学校教育法第９９条第２項）

※学校教育法第1条　この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

○諸外国の学校系統
アメリカの学校系統図

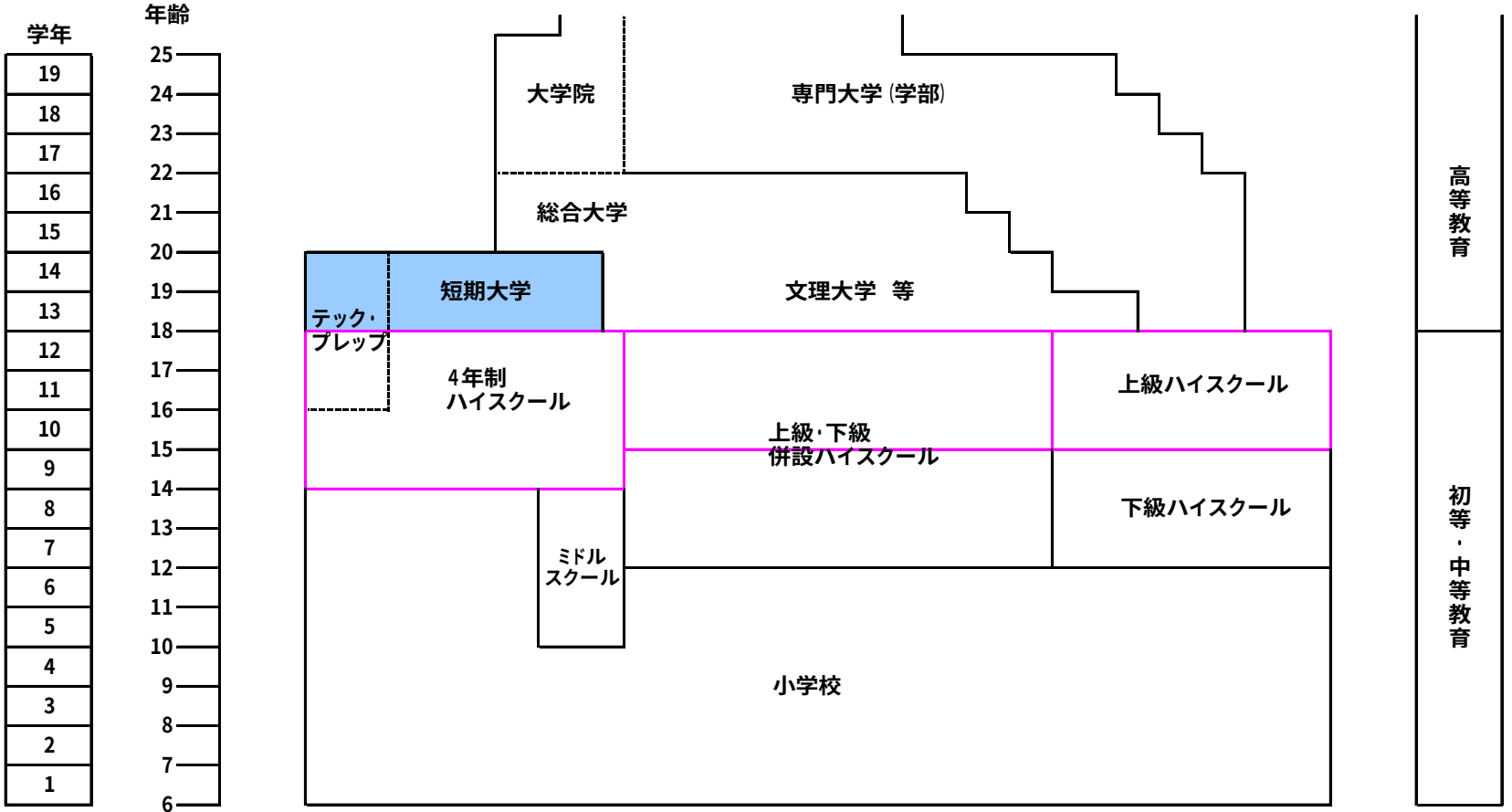

□：後期中等教育段階で職業教育を履修することが可能な教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「後期中等教育（ISCED3）に相当」）
■：高等教育段階で職業教育を中心にしている教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「非大学型高等教育（ISCED5B）に相当」）

※「上級ハイスクール」「上級・下級併設ハイスクール」「4年制ハイスクール」は総合制課程であり、教科目の選択によっては職業教育を履修することが可能
※「テック・プレップ」は、ハイスクールにおける2年間（□）と、短期大学における2年間（■）の教育（（2＋2）年間教育）を有機的に継続させ、原則4年間一貫教育とするもの

総合制ハイスクールにおいて、生徒の希望や能力、適性に応じた教育が行われており、本格的な職業教育は中等教育終了後にコミュニティ・カレッジ等の短期大学において提供される。

短期大学の修業年限は2年で、4年制大学編入を目的とする課程と2年間で完結する課程があるが、職業教育は、「準学士」や資格の取得を目指す後者の課程で行われる。

イギリスの学校系統図

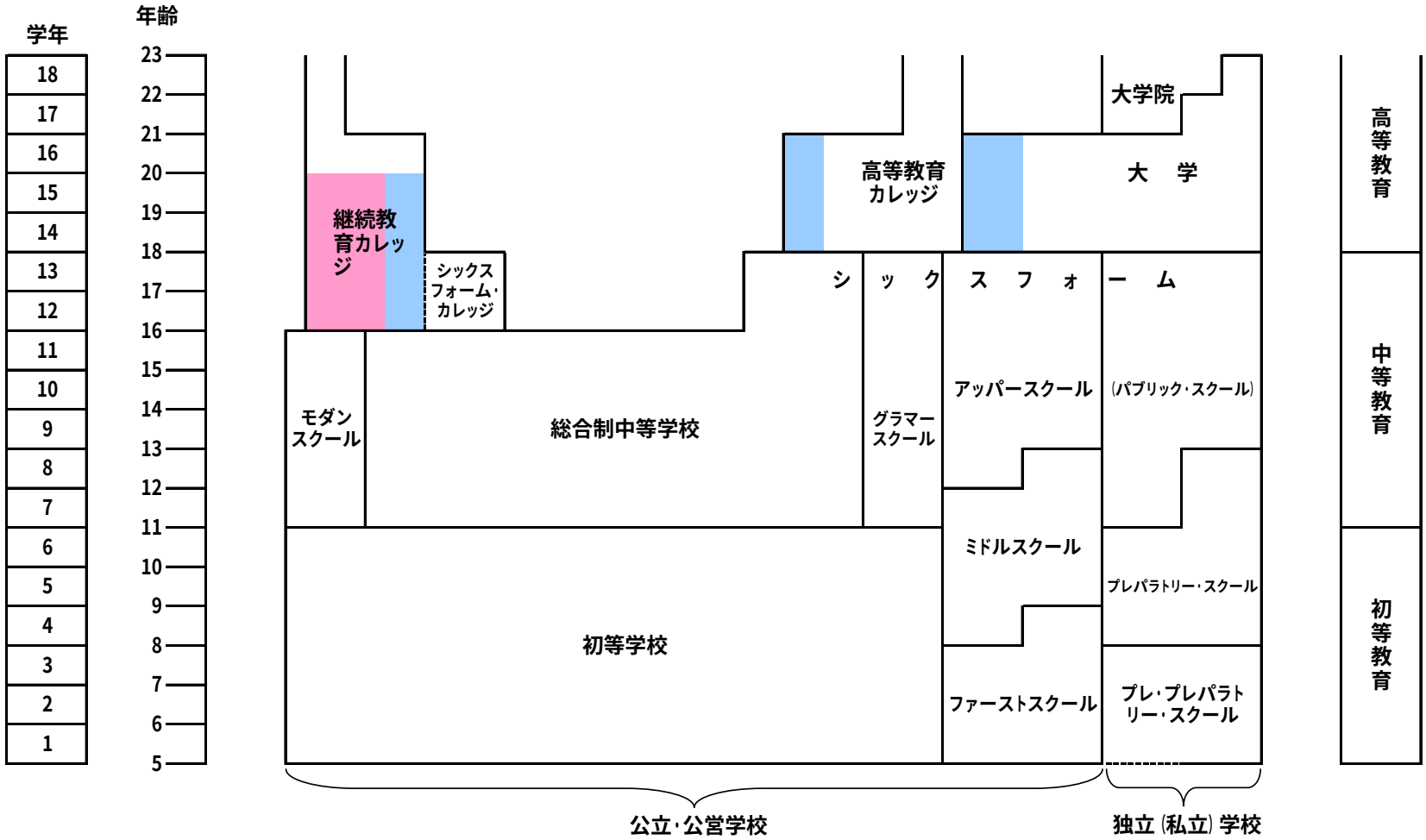

□：後期中等教育段階で職業教育を中心にしている教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「後期中等教育（ISCED3）に相当」）
□：高等教育段階で職業教育を中心にしている教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「非大学型高等教育（ISCED5B）に相当」）

※「継続教育カレッジ」は、教育課程の中に □ 後期中等教育に相当する部分及び □ 非大学型高等教育に相当する部分を含む
※「高等教育カレッジ」「大学」は、課程等の選択によっては □ 非大学型高等教育に相当する部分を含む

主な職業教育機関として、継続教育カレッジがあり、そこで職業資格を取得する。また、職場における技能訓練を中心とする見習い訓練プログラムもあり、受講生は当該職種の資格を取得する。

短期高等教育に特化した機関はなく、職業教育を目的とする短期高等教育プログラムは、継続教育カレッジ、高等教育カレッジ及び大学で提供されている。

フランスの学校系統図

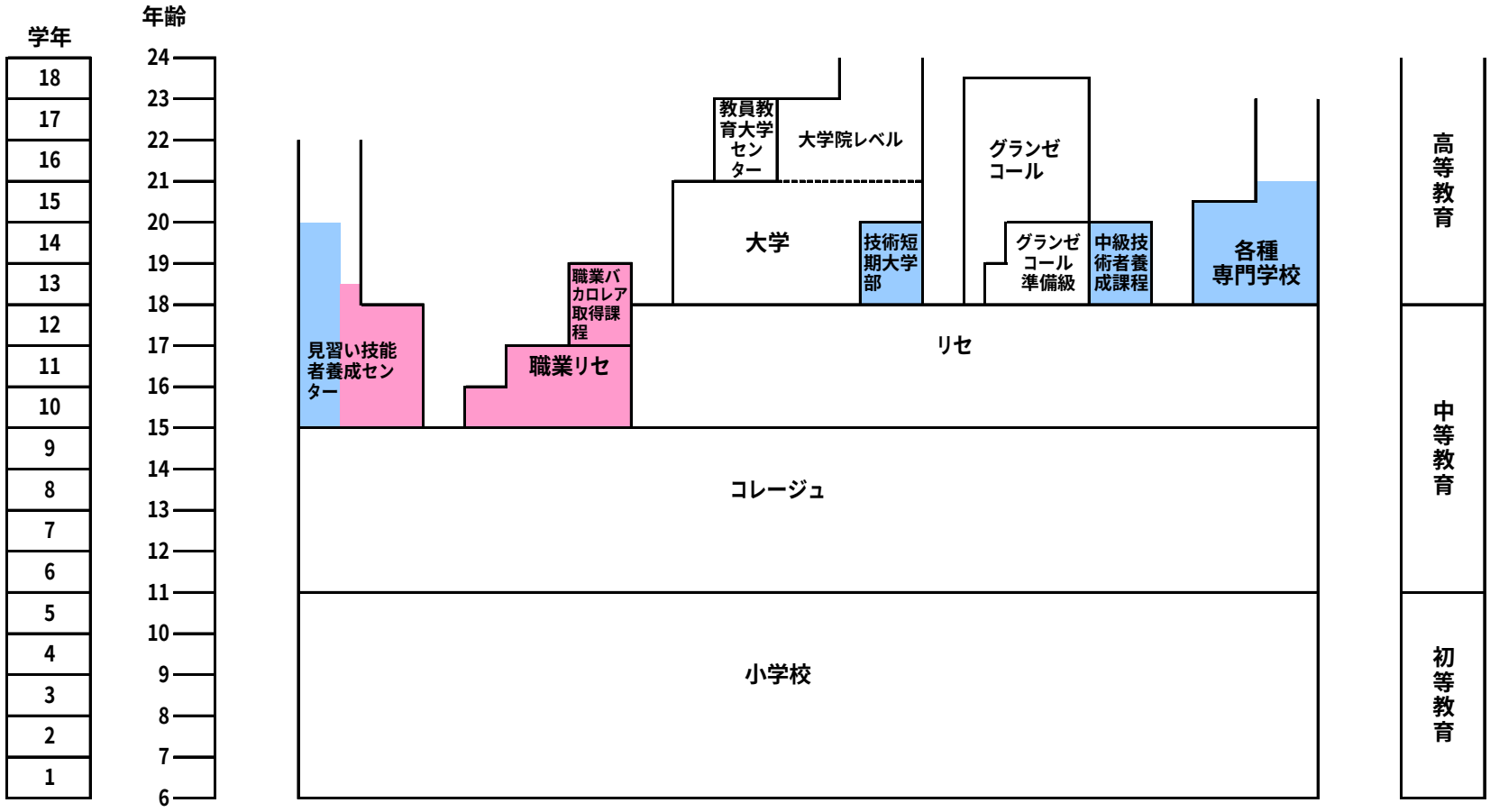

□：後期中等教育段階で職業教育を中心にしている教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「後期中等教育（ISCED3）に相当」）
□：高等教育段階で職業教育を中心にしている教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「非大学型高等教育（ISCED5B）に相当」）

主な職業教育機関として職業リセがあり、生徒は、履修する教育課程に応じて、各種職業資格及び高等教育入学資格となる職業バカロレアを取得することができる。

短期の高等教育課程として、大学の付設機関である技術短期大学部、リセ付設の中級技術者養成課程及び各種専門学校で中級技術者養成のための職業教育が行われる。

学校教育以外では、見習い技能者養成センターにおいて職業資格取得に向けた訓練を受けることができる。

ドイツの学校系統図

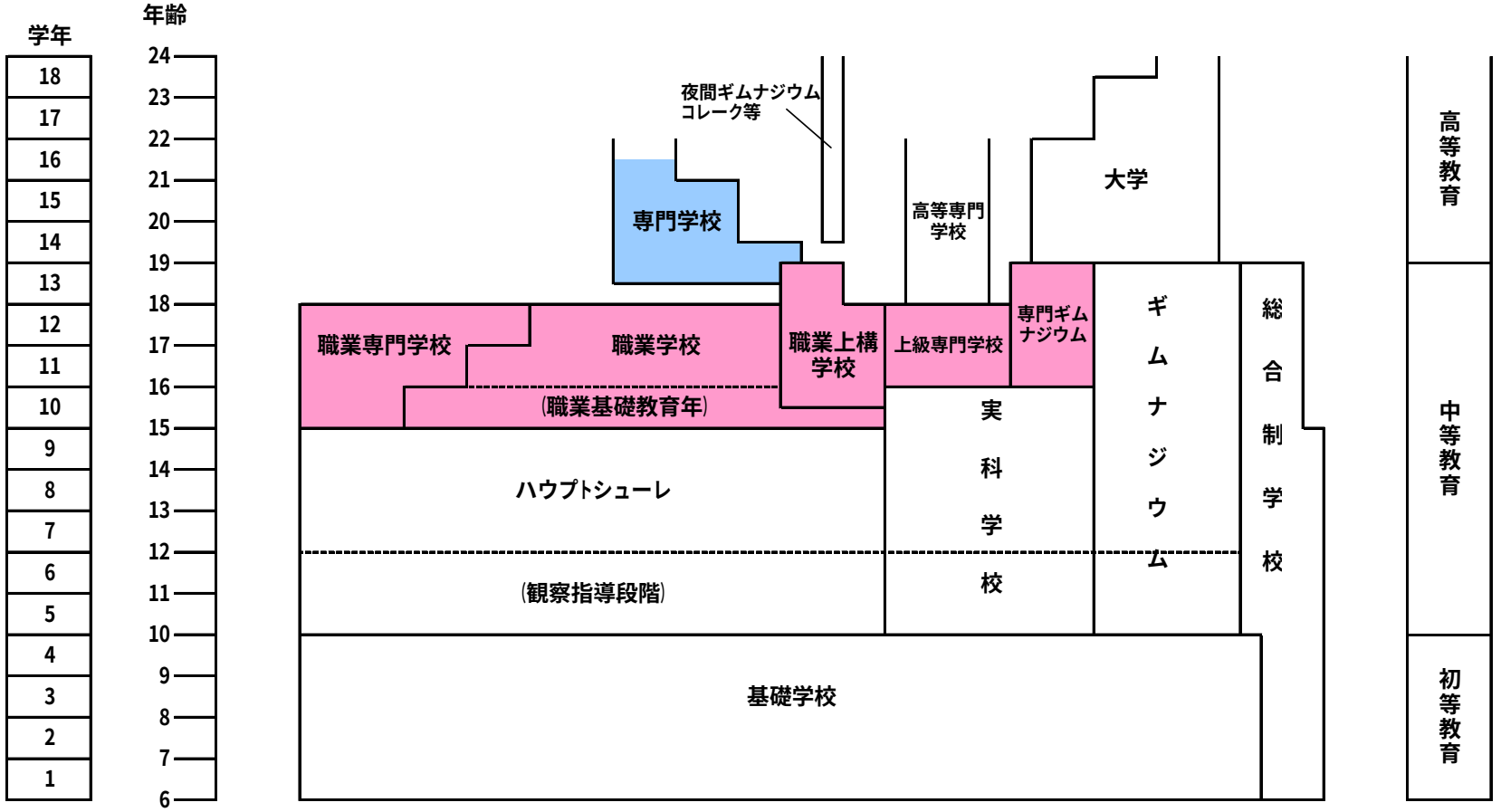

□：後期中等教育段階で職業教育を中心にしている教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「後期中等教育（ISCED3）に相当」）
□：高等教育段階で職業教育を中心にしている教育機関（国際教育標準分類（OECD）における「非大学型高等教育（ISCED5B）に相当」）

主な職業教育訓練制度として、職業学校での職業教育と企業における職業訓練による二元制の職業教育訓練制度（デュアルシステム）がある。これに加えて、専門的な職業教育や上級学校進学資格取得につながる教育を行うものなど、多様な職業教育機関が設けられている。

短期高等教育に特化した機関はなく、職業教育を目的とする短期高等教育プログラムは、専門学校などで提供されている。

企業から見た人材の現状

○ 企業の人材水準への評価　(学歴別)

～10年前と比べて人材の質をどのように評価しているか～

約3分の1の企業が、人材の質が低くなったと評価している。

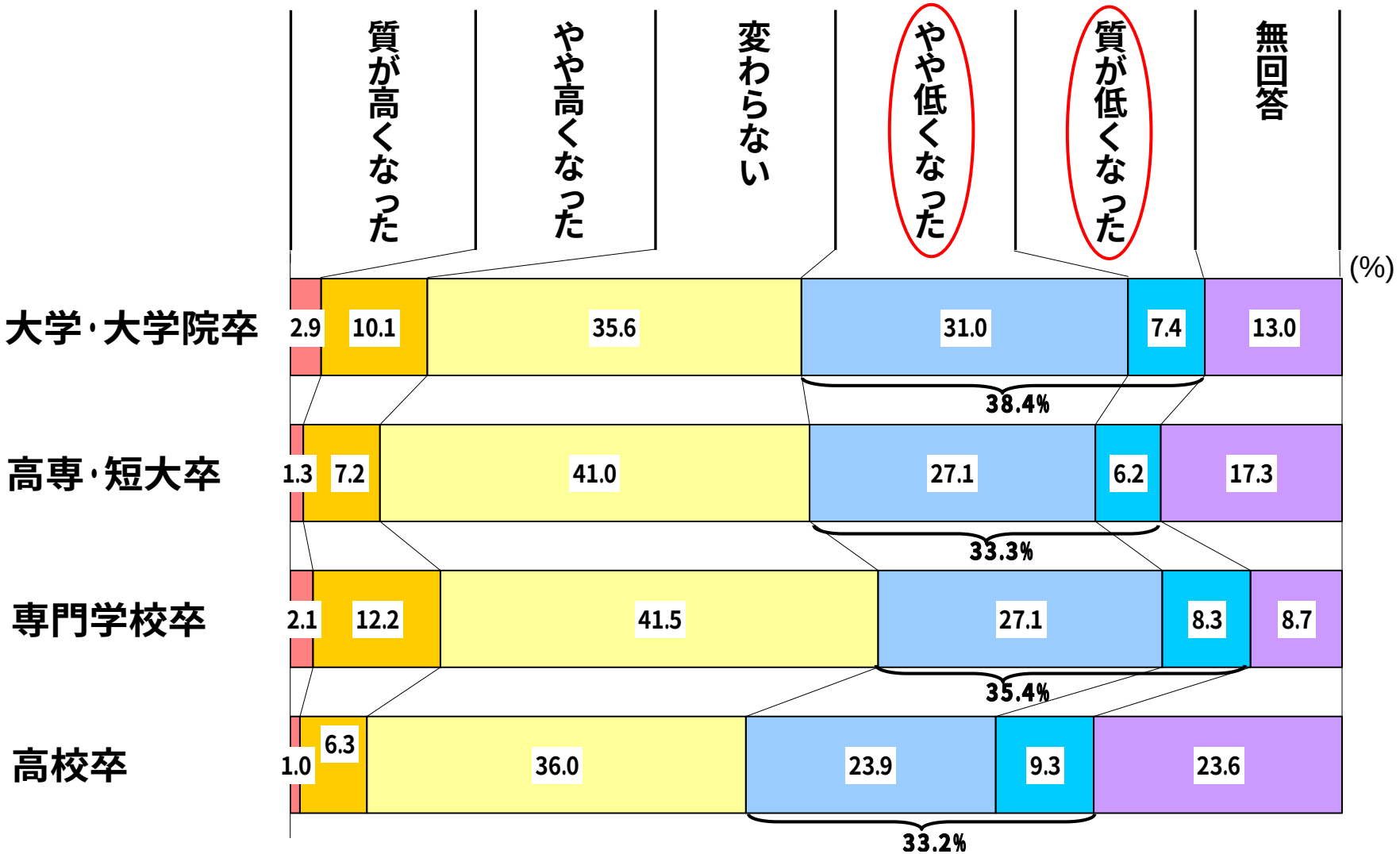

資料：平成20年3月文部科学省　「専門学校教育の評価に関する現状調査」

○ 企業の求める人材像と実際の学生に対する評価

コミュニケーション能力、粘り強さ、発想力について、期待と現実とのギャップが最も大きい。

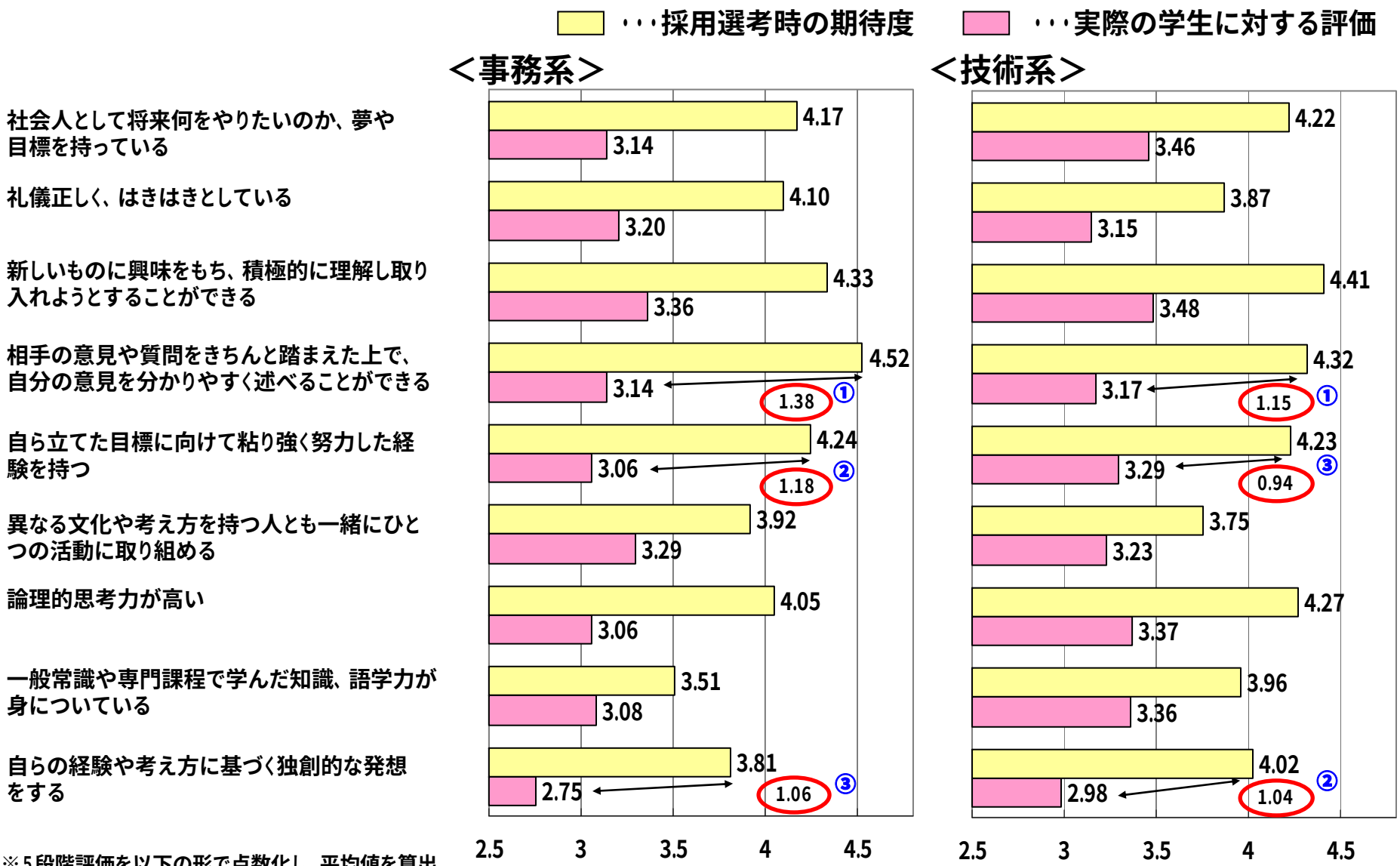

※5段階評価を以下の形で点数化し、平均値を算出
・そう思う（5点）　・ややそう思う（4点）　・どちらとも言えない（3点）
・あまりそう思わない（2点）　・そう思わない（1点）

資料：平成16年11月日本経団連教育問題委員会
「企業の求める人材像についてのアンケート調査」

○新規採用にあたって重視する点

(社)日本経済団体連合会の調査

○新卒者採用の選考に当たっての重視点

資料：(社)日本経済団体連合会
「2007年度の新卒者採用者に関するアンケート調査結果」（平成20年5月）

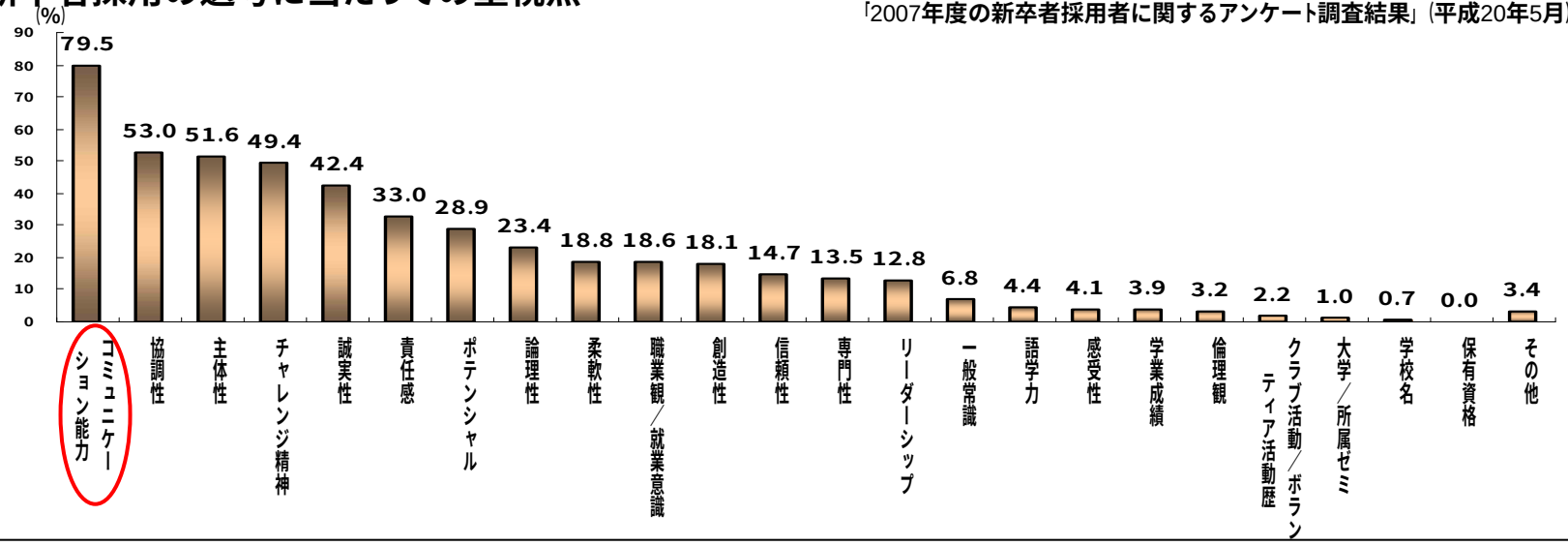

(社)経済同友会の調査

○新卒の採用選考の際、特に重視する能力

資料：(社)経済同友会
「企業の採用と教育に関するアンケート調査」（平成20年5月）

	大学卒		大学院卒		短期大学卒		専門学校卒	
第1位	熱意・意欲	77.2%	熱意・意欲	70.5%	熱意・意欲	78.6%	熱意・意欲	77.0%
第2位	行動力・実行力	49.5%	行動力・実行力	45.3%	協調性	59.3%	協調性	59.3%
第3位	協調性	43.4%	協調性	38.2%	行動力・実行力	38.6%	行動力・実行力	37.8%
第4位	論理的思考力	21.7%	専門知識・研究内容	28.0%	表現力・プレゼンテーション能力	17.2%	専門知識・研究内容	23.0%
第5位	問題解決力	18.1%	論理的思考力	23.6%	常に新しい知識・能力を学ぼうとする力	16.6%	表現力・プレゼンテーション能力	17.0%

◯経済界・労働界からのキャリア教育・職業教育に関する提言の例

平成17年1月　日本経済団体連合会「これからの教育の方向性に関する提言」（抜粋）

○　たとえば、急速に進むIT化に対応するための能力や技能を磨くとともに、インターネット上を飛び交う情報の真贋を見極める能力や交信にあたってのマナーなどを身につけることが求められる。また、グローバル化に対応するため国際コミュニケーション能力の向上が必要となる。さらに、わが国の競争力の源泉でもあるものづくりの優位性を今後とも維持していくためにも、理数系教育の拡充など、高等教育機関のみならず、初等中等教育段階から取り組むべき課題は多い。現状を見ると、多くの教育機関において、社会との関わりを意識した授業になっておらず、また最新の知識を十分に教えていない。

平成18年6月 日本経済団体連合会「主体的なキャリア形成の必要性と支援のあり方」（抜粋）

○　近年、学校においてもキャリア教育の重要性が叫ばれているが、キャリアとは資格を取ることと短絡的に捉えている教師も一部に見受けられる。確かに資格はキャリアのひとつになるが、「キャリア」がイコール「資格」ではなく、資格を取ったことが直ちに就職につながるわけでもない。取得した資格を、さらにその後の仕事にどのように活かすことができるかどうかということを企業は重視しているのである。

広い意味でのキャリアとは、仕事や働くことに対する意識づけと併せて経験の蓄積を図ることである。どのような社会人になりたいのか、どのような人生を送りたいのか、といった生涯にわたる生き方や進路のことであり、それに応じた能力を身に付けていくことである。

学校においては、この点を十分に理解した上でキャリア教育に取り組んでいくことが肝要である。

平成19年3月　経済同友会「教育の視点から大学を変える」（抜粋）

○　不確実性が高く、変化の流れが速いこれからの時代においては、少数のリーダーやエリートばかりではなく、社会のさまざまな分野で活躍する一人ひとりが時代に即した力を持ち、イノベーションに取り組んでいくことが不可欠である。その意味では、日本の若者の優に半数が学ぶ大学という場は、意欲ある優れた人材を社会のあらゆる場所に送り出す「最終出口」として、きわめて重要な役割を担っている。われわれの最大の懸念は、このような人材育成に対する社会的なニーズの高まりと、大学そして大学人たる教員の意識の間に大きなギャップがあるように思えることだ。

○　企業経営者の教育に対する根深い不満の一つに、社会に出てくる学生と、企業社会で求められる人物像とのギャップがある。その背景には、大学側の社会的なニーズに対する対応の遅れという問題もあるが、一方、われわれ経営者自身も、教育という社会全体を挙げて取り組むべき事業に対する、自らの影響と責任を自覚しなければならない。

平成19年5月　日本労働組合総連合会「2008～2009年度政策・制度　要求と提言」（抜粋）

○　子どもの成長段階に応じて、小学校から大学などの高等教育機関に至るまで、系統的に勤労観・職業観を育む教育やキャリア教育を進める。

○　大学は、起業教育など、大学に対する社会のニーズを捉えるとともに、厳格な成績評価による卒業生の質の確保に努める。

キャリア教育・職業教育等の現状

○教育基本法、教育振興基本計画における位置づけ

教育基本法（平成１８年１２月改正） 抄

（教育の目標）

第２条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育振興基本計画（平成２０年７月閣議決定） 抄

（４）特に重点的に取り組むべき事項

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

○ キャリア教育や専門高校における職業教育の推進

中学校を中心とした職場体験活動をはじめ、キャリア教育を推進する。あわせて、すべての専門高校において、地域社会との連携強化等を重視するなど、職業教育の活性化を促す。

○専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進

大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す。特に国際的に活躍できる高度専門職業人を養成するため、専門職大学院等の教育の高度化を促すとともに、各分野の評価団体の形成を促進する。さらに、実践的・創造的な技術者を養成するため、高等専門学校の振興のための計画を策定し、その実現に向けた取組を行う。

○学習指導要領における位置づけ（主な箇所）

小学校学習指導要領（平成２０年３月）（抄）

赤字　新学習指導要領で新たに追加

第１章　総則
　第１　教育課程編成の一般方針
　　２　（前略）道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

第２章　各教科
　第１節　国語
　第３　指導計画の作成と内容の取扱い
　　１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
　　(7) 第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第３章道徳の第２に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。（※「第２節 社会」から「第９節 体育」までにおいても、同様に規定）

第３章　道徳
　第１　目標
　　（前略）道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。
　第２　内容
　　〔第１学年及び第２学年〕
　　４　主として集団や社会とのかかわりに関すること。
　　(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。
　　〔第３学年及び第４学年〕
　　１　主として自分自身に関すること。
　　(5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。
　　４　主として集団や社会とのかかわりに関すること。
　　(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１（略）

(3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

第５章　総合的な学習の時間

第１　目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

２　第２の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

⑶　自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

第６章　特別活動

第１　目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

第２　各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

２　内容

⑸　勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

２　第２の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

⑷　〔学校行事〕については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

中学校学習指導要領（平成２０年３月）（抄）

赤字　新学習指導要領で新たに追加

第１章　総則

第１　教育課程編成の一般方針

２　（前略）家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

第３　授業時数等の取扱い

５　総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第２章　各教科

第１節　国語

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6)　第１章総則の第１の２及び第３章道徳の第１に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第３章道徳の第２に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。（※「第２節 社会」から「第９節 外国語」までにおいても、同様に規定）

第３章　道徳

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(3)　（前略）規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。

３　道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2)　職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第４章　総合的な学習の時間

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(5)　（前略）地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

2　第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

(4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

(7) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

第5章　特別活動

第1　目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2　各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2　内容

(3) 学業と進路

ア　学ぶこと と働くことの意義の理解

イ　自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用

ウ　進路適性の吟味と進路情報の活用

エ　望ましい勤労観・職業観の形成

オ　主体的な進路の選択と将来設計

〔学校行事〕

2　内容

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3　指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 〔前略〕ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に、中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

2　第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔前略〕内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

(3) 〔前略〕自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

高等学校学習指導要領（案）（平成２０年１２月）（抄）

赤字　新学習指導要領で新たに追加

第１章　総則

第１款　教育課程編成の一般方針

４　学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵(かん)養に資するものとする。

第２款　各教科・科目及び単位数等

５　学校設定教科

(2) 学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。この科目の目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

ア　社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成

イ　我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察

ウ　自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

第３款　各教科・科目の履修等

３　総合学科における各教科・科目の履修等

(1) 総合学科においては、第２款の５の(2)に掲げる「産業社会と人間」をすべての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は２～４単位とすること。

第5款　教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

4　職業教育に関して配慮すべき事項

(1) 普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

(2) 職業教育を主とする専門学科においては、次の事項に配慮するものとする。

ア　職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保するようにすること。

イ　生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

(4) 職業に関する各教科・科目については、次の事項に配慮するものとする。

ア　職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要すること。

ウ　定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

5　教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

(2) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。

(4) 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

第４章　総合的な学習の時間

第１　目標

横断的･総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

２　第２の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察･実験･実習、調査･研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。

(4) 体験活動については、第１の目標並びに第２の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

第５章　特別活動

第１　目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第２　各活動･学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

１ 目標

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

２ 内容

(3) 学業と進路

ア　学ぶことと働くことの意義の理解

イ　主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

ウ　教科･科目の適切な選択

エ　進路適性の理解と進路情報の活用

オ　望ましい勤労観･職業観の確立

カ　主体的な進路の選択決定と将来設計

〔学校行事〕

2　内　容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3　指導計画の作成と内容の取扱い

1　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

(4) 〔ホームルーム活動〕を中心として特別活動の全体を通じて、特に社会において自立的に生きることができるようにするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ること。

2　第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 〔学校行事〕については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

高等学校学習指導要領（案）における、職業に関する教科の改訂のポイント

職業に関する各教科については、「将来のスペシャリストの育成」、「地域産業を担う人材の育成」、「人間性豊かな職業人の育成」という三つの観点を基本として、教科横断的に改善。

1．将来のスペシャリストの育成

○専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図り、現行の8教科169科目から8教科188科目で構成。

（農業：29→30、工業：60→61、商業：17→20、水産：20→22
家庭：19→20、看護：6→13、情報：11→13、福祉：7→9）

○実社会や職業とのかかわりを通じて、職業観、規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を身に付ける観点から、総則において「産業現場等における長期間の実習を取り入れる」ことを明記。

2．地域産業を担う人材の育成

○各教科で「地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める」ことを明記。

○農業や商業、水産等の関係科目において、地域産業の振興、商品開発や起業的な活動等に取り組む学習に関する内容を充実。

3．環境・エネルギー、食の安全等への対応と職業人としての倫理観の育成

○各教科の目標に、「○○の諸課題を倫理観をもって解決し・・・」という文言を明記（看護、福祉については、各科目レベルで明記）するとともに、関係科目においても内容を充実。

○農業、工業、水産、家庭等の関係科目において、例えば工業で「環境工学基礎」を新設するなど、環境・エネルギーに関する内容や食料の安全で安定的な供給など食の安全等への対応に関する内容を充実。

○職業に関する各教科ごとの情報関連科目において情報モラルや情報のセキュリティ管理に関する内容を充実。

○文部科学省におけるキャリア教育・職業教育に関する主な取組

各学校段階を通じた体系的な取組の推進

小学校

中学校

高校

大学・専修学校等

大学院

各学校における各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を通じた指導

- **5日間以上の職場体験の実施（キャリア・スタート・ウィーク）**
  （平成20年11月現在：126地域）
  キャリア教育推進フォーラム　（平成20年11月22日開催）
  キャリア・スタート・ウィーク推進月間　（平成20年11月）
- **高等学校におけるキャリア教育の在り方の調査研究の実施**
  （平成20年度　119校）
- **特色ある取組を行う専門高校等への支援　（スーパー専門高校）**
  （平成20年度：34校）
- **専門高校と地域産業界が連携した、地域産業を担う専門的職業人の育成**
  （平成20年度：43地域）
- **大学等におけるインターンシップ等のキャリア教育に対する支援**
  （質の高い大学教育推進プログラムの公募テーマの一つである「実践的総合キャリア教育の推進」における支援　平成20年度：継続支援分59件）
- **専修学校の機能を活用し、高等学校と連携した職業教育等の推進**
  （平成20年度：21件）
- **大学院生を対象とする質の高い長期インターンシップの開発・実施を支援**
  （平成20年度：30件）（5年間継続）
- **「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の支援・推進**　（平成20年度：64件）

「学び直し」の機会の提供

- **大学・専修学校等における新たなチャレンジを目指す若者等のニーズに応じた教育プログラムの支援**

（平成20年度：
大学等160件　専修学校74件）

○職場体験・インターンシップの実施状況

＜各学校・学科における実施率＞

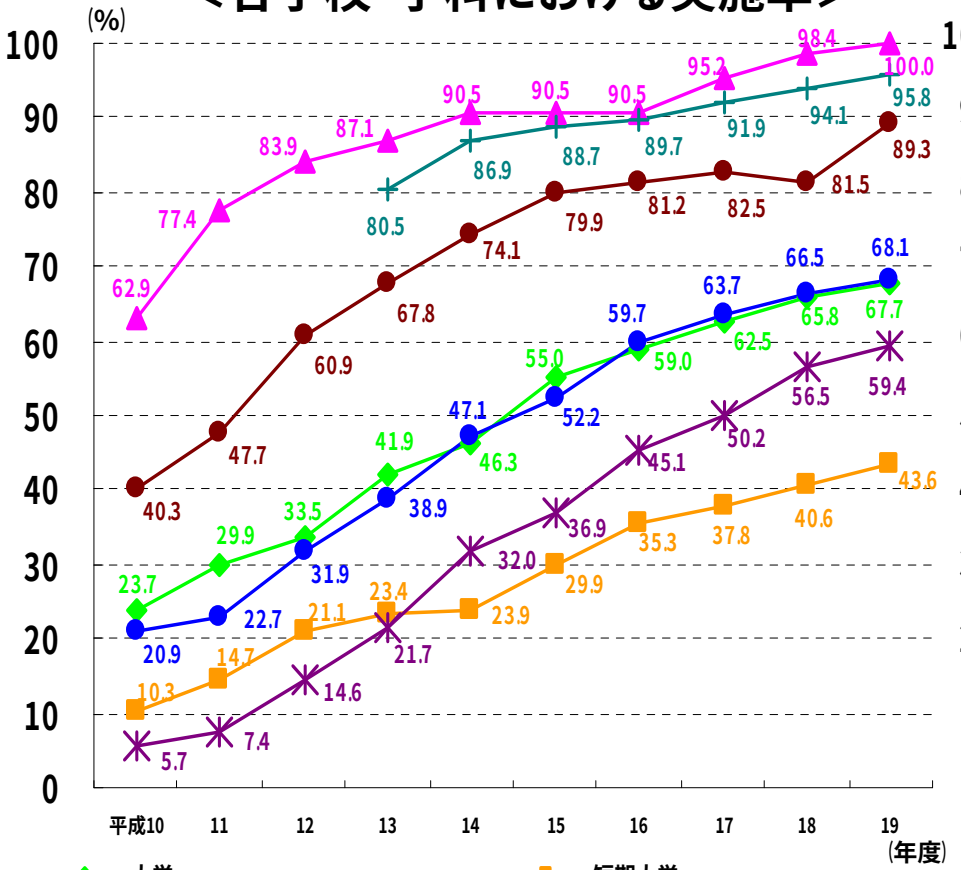

※公立高等学校については全て全日制における実施率

資料：中学校、高等学校は、文部科学省（~H16）、国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H17~）公表資料
大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学省公表資料

＜体験者数の割合＞

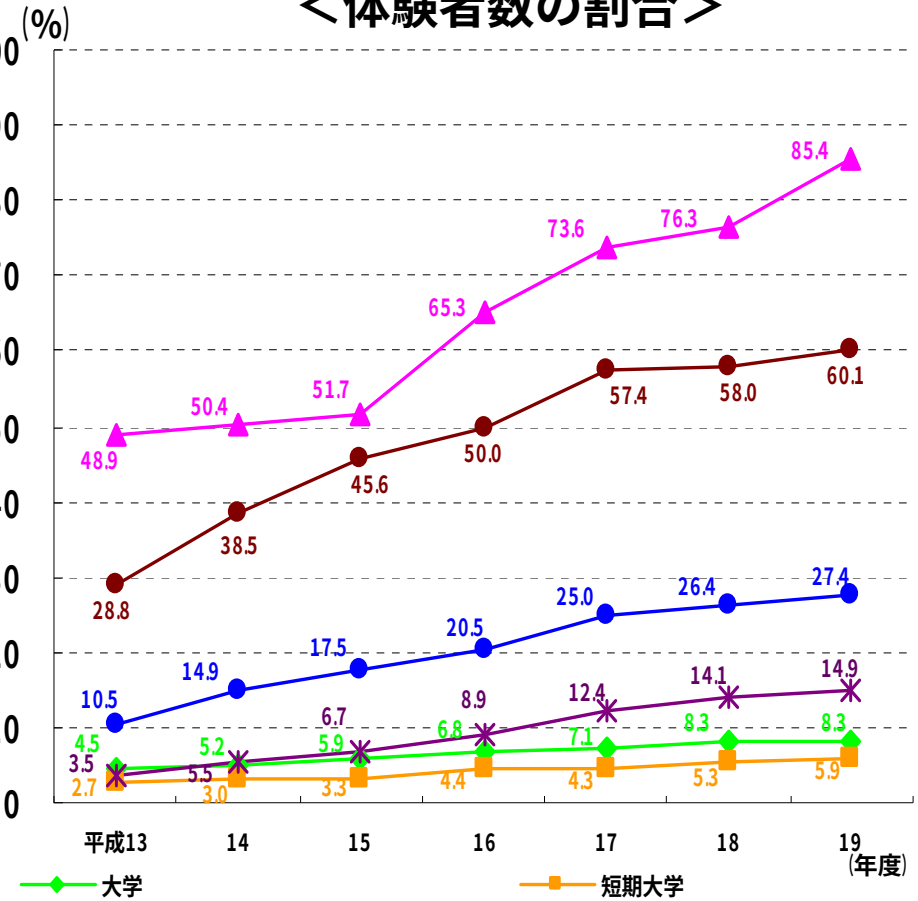

※公立高等学校については全て全日制における体験者数の割合
※高等学校については、3年間を通して1回でも体験した3年生の数を体験者数とし、3年生全体に占める割合。
※大学については、その年度の卒業者数を母数として内閣府において推計（短期大学、高等専門学校についても同様に推計）。
※中学校のデータは存在せず。

資料：高等学校は、文部科学省（~H16）、国立教育政策研究所生徒指導研究センター（H17~）公表資料を基に作成
大学、短期大学、高等専門学校は、内閣府「青少年白書」を基に作成

○大学・大学院における社会人入学者の推移

全体として概ね増加傾向。ただし、学部は、減少傾向。

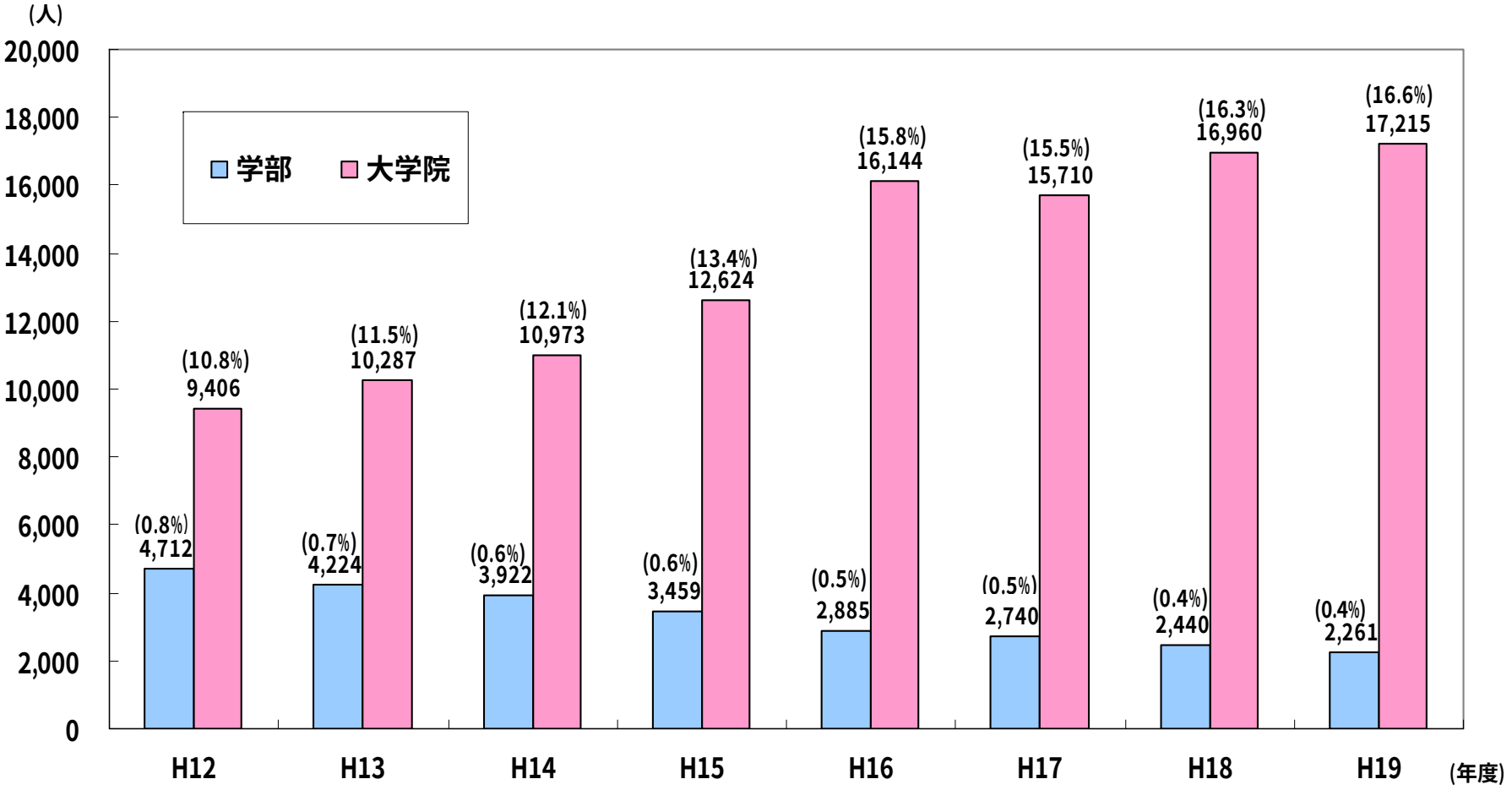

※（　）は、学部・大学院それぞれの入学者数全体に対する社会人学生の割合。

資料：学部は、文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」
大学院は、文部科学省「学校基本調査」（ただし、平成14年度までは、文部科学省調べ）

○25歳以上の大学への入学者の割合

諸外国は２５歳以上の大学への入学者の割合が平均約２割に達する一方、日本の社会人学生比率は２．７％にとどまっている。

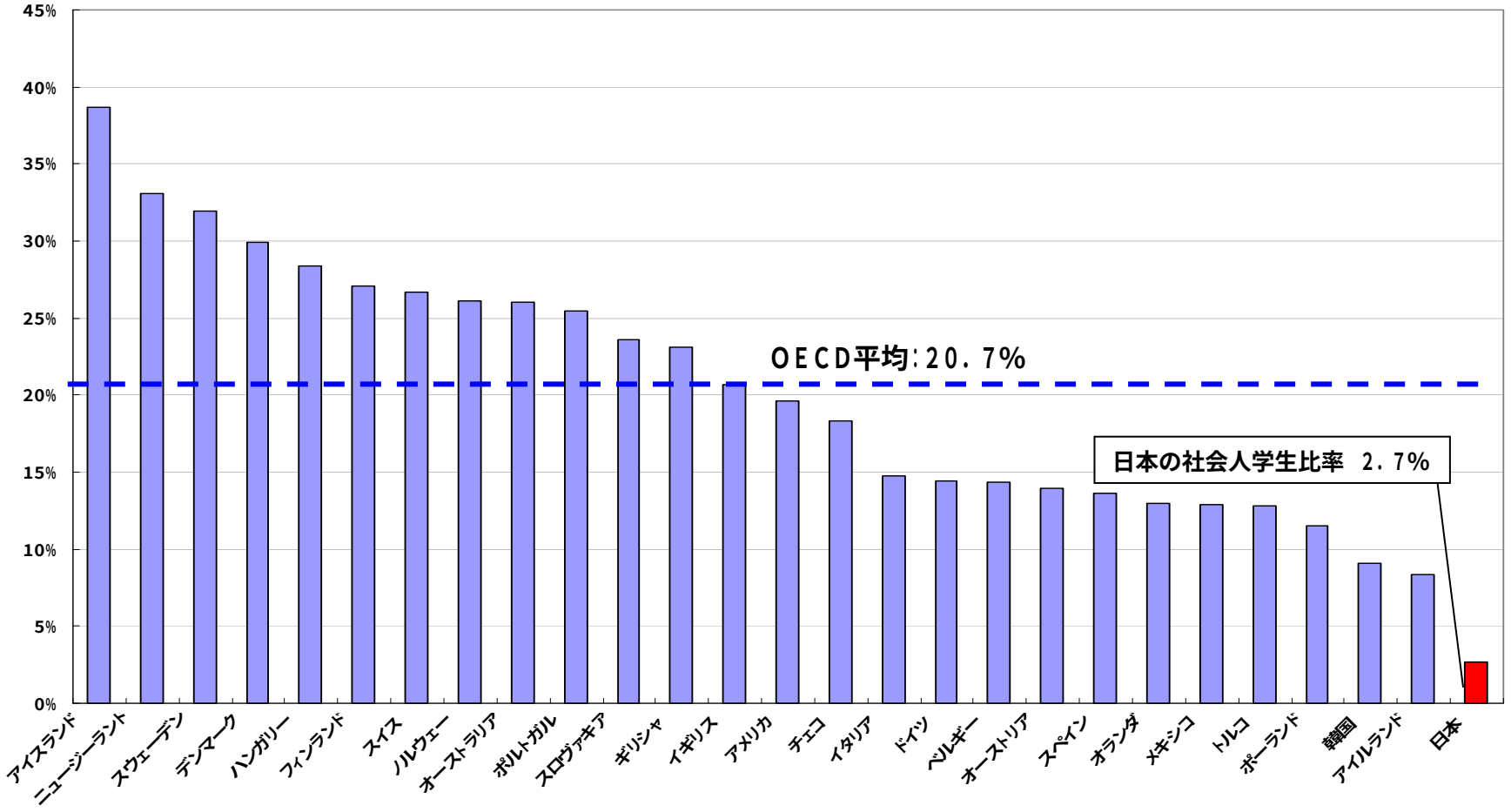

※日本の数値は、「学校基本調査（平成19年度）」及び文部科学省調べによる社会人入学生数から算出

資料：ＯＥＣＤ教育データベース（2006年）

○基礎的・汎用的能力についての提言の例

	生きる力	学士力	キー・コンピテンシー（主要能力）	社会人基礎力	就職基礎能力	エンプロイアビリティ
趣旨	「変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい力」として、中央教育審議会が提言。 平成8年7月「21世紀を展望した我が国教育の在り方について」など累次の答申	「各専攻分野を通じて培う、学士課程共通の学習成果」として、中央教育審議会が提言。 平成20年12月答申「学士課程教育の構築に向けて」	「単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースとして活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力」として、OECDが2000年のPISA調査の開始に当たり定義。	「職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力」として、経済産業省の研究会が提言。 平成18年1月「社会人基礎力に関する研究会-中間取りまとめ-」	「企業が採用に当たって重視し、基礎的なものとして比較的短期間の訓練により向上可能な能力」として、厚生労働省が提言。 平成16年1月「若年者の就職能力に関する実態調査」	「労働市場価値を含んだ就業能力、即ち、労働市場における能力評価、能力開発目標の基準となる実践的な就業能力」として、厚生労働省の研究会が提言。 平成13年7月「エンプロイアビリティの判断基準等に関する調査研究報告書」
内容	○確かな学力 知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 ○豊かな人間性 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など ○たくましく生きるための健康や体力	○知識・理解 ・他文化・異文化に関する知識の理解 ・人類の文化、社会と自然に関する知識の理解 ○汎用的技能 ・コミュニケーションスキル ・数量的スキル ・情報リテラシー ・論理的思考力 ・問題解決力 ○態度・志向性 ・自己管理力 ・チームワーク、リーダーシップ ・倫理観 ・市民としての社会的責任 ・生涯学習力 ○統合的な学習経験と創造的思考力	○社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力 ・言語、シンボル、テクストを活用する能力 ・知識や情報を活用する能力 ・テクノロジーを活用する能力 ○多様な社会グループにおける人間関係形成能力 ・他人と円滑に人間関係を構築する能力 ・協調する能力 ・利害の対立を御し、解決する能力 ○自立的に行動する能力 ・大局的に行動する能力 ・人生設計や個人の計画を作り実行する能力 ・権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力	○前に踏み出す力（アクション） ・主体性 ・働きかけ力 ・実行力 ○考え抜く力（シンキング） ・課題発見力 ・計画力 ・想像力 ○チームで働く力（チームワーク） ・発信力 ・傾聴力 ・柔軟性 ・状況把握力 ・規律性 ・ストレスコントロール力	○コミュニケーション能力 ・意思疎通 ・協調性 ・自己表現能力 ○職業人意識 ・責任感 ・向上心・探求心 ・職業意識・勤労観 ○基礎学力 ・読み書き ・計算・計数・数学的思考力 ・社会人常識 ○ビジネスマナー ・基本的なマナー ○資格取得 ・情報技術関係 ・経理・財務関係 ・語学力関係	○労働者個人の能力 ・職務遂行に必要となる特定の知識・技能などの顕在的なもの ・協調性、積極的等、職務遂行に当たり、各個人が保持している思考特性や行動特性に係るもの ・動機、人柄、性格、信念、価値観等の潜在的な個人的属性に関するもの ○企業の求める変化に対応する能力 ○横断的な市場価値を含んだ職業能力

「生きる力」

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切。

○基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
○たくましく生きるための健康や体力　など

→新しい学習指導要領では、学校で子どもたちの「生きる力」をよりいっそうはぐくむことを目指す

＜今回の改訂のポイント＞

○教育基本法の改正等で明確になった教育理念を踏まえて教育内容を見直し

教育の目標に新たに規定された内容
- 能力の伸長、創造性、職業との関連を重視
- 公共の精神、社会の形成に参画する態度
- 生命や自然の尊重、環境の保全
- 伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

○学力の重要な3つの要素を育成
－基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせる
－知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくむ
－学習に取り組む意欲を養う

○道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

※「生きる力」は、その内容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、OECDのいう「主要能力（キー・コンピテンシー）」を先取りしたものといえる。

資料：中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月）

「学士力」

各専攻分野を通じて培う、学士課程共通の学習成果

～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1．知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

(1) 多文化・異文化に関する知識の理解

(2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2．汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

(1) コミュニケーション・スキル

日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。

(2) 数量的スキル

自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。

(3) 情報リテラシー

情報通信技術（ICT）を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。

(4) 論理的思考力

情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。

(5) 問題解決力

問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3．態度・志向性

(1) 自己管理力

自らを律して行動できる。

(2) チームワーク、リーダーシップ

他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。

(3) 倫理観

自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。

(4) 市民としての社会的責任

社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。

(5) 生涯学習力

卒業後も自律・自立して学習できる。

4．統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

資料：中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月)

「キー・コンピテンシー（主要能力）」

単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な課題に対応することができる力

＜キー・コンピテンシーを構成する3つのカテゴリー＞

①社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力	言語、シンボル、テクストを活用する能力	様々な状況において、話したり書いたりする言語のスキルや数学的なスキル等を効果的に活用する力。 【PISA調査・読解力、数学的リテラシー】
	知識や情報を活用する能力	情報それ自体の本質について、例えば、その技術的なよりどころや社会的・文化的な文脈などを考慮して、批判的に深く考えることができる力。 【PISA調査・科学的リテラシー】
	テクノロジーを活用する能力	個人が日々の生活においてテクノロジーが新しい方法で活用できること。
②多様な社会グループにおける人間関係形成能力	他人と円滑に人間関係を構築する能力	個人が知人や同僚、顧客などと個人的な関係を作り出し、維持し、発展させる力。（例.「共感する力」、「感情を効果的にコントロールする力」）
	協調する能力	グループへの貢献と個々人の価値とのバランスを図ることができる力や、リーダーシップを共有し、他人を助けることができる力。
	利害の対立を御し、解決する能力	利害の対立に建設的にアプローチするには対立を否定するのではなく、それを御するプロセスを認識すること。
③自立的に行動する能力	大局的に行動する能力	自らの行動や決定を、自身が置かれている立場、自身の行動の影響等を理解したうえで行える力。 【PISA調査・問題解決能力】
	人生設計や個人の計画を作り実行する能力	人生の意義を見失いがちな変化し続ける環境のなかで、自らの人生に一定のストーリーを作るとともに意味や目的を与える力。
	権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力	成文のルールを知り、建設的な議論のうえ、調整したり対案を示したりする力。 自分自身の権利などを表明するためのみの力ではなく、家庭、社会、職場、取引などで適切な選択をすることができる力。

資料：中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成20年1月）
OECD『The Definition and Selection of KEY COMPETENCIES』（2003）などを参考に作成

「社会人基礎力」

組織や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的な能力

分　類	能力要素	内　容
前に踏み出す力（アクション）	主体性	**物事に進んで取り組む力** 例）指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。
	働きかけ力	**他人に働きかけ巻き込む力** 例）「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かしていく。
	実行力	**目的を設定し確実に行動する力** 例）言われたことをやるだけでなく自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む。
考え抜く力（シンキング）	課題発見力	**現状を分析し目的や課題を明らかにする力** 例）目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する。
	計画力	**課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力** 例）課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し、それに向けた準備をする。
	創造力	**新しい価値を生み出す力** 例）既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を考える。
チームで働く力（チームワーク）	発信力	**自分の意見をわかりやすく伝える力** 例）自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらうように的確に伝える。
	傾聴力	**相手の意見を丁寧に聴く力** 例）相手の話しやすい環境をつくり、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。
	柔軟性	**意見の違いや立場の違いを理解する力** 例）自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する。
	状況把握力	**自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力** 例）チームで仕事をするとき、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する。
	規律性	**社会のルールや人との約束を守る力** 例）状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する。
	ストレスコントロール力	**ストレスの発生源に対応する力** 例）ストレスを感じることがあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて肩の力を抜いて対応する。

（職場や地域社会で活躍する上で必要となる能力について）

※それぞれの能力の育成については、小・中学校段階では基礎学力が重視され、高等教育段階では専門知識が重視されるなど、成長段階に応じた対応が必要となる。

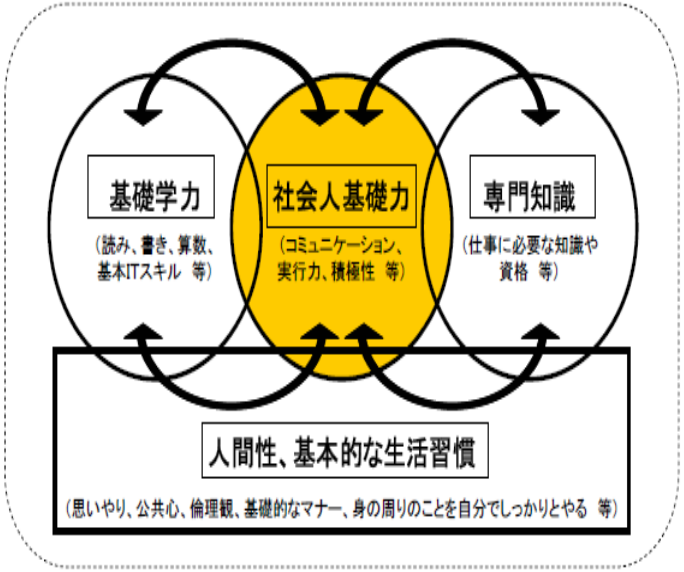

資料：経済産業省「社会人基礎力に関する研究会-中間取りまとめ-」（平成18年1月）

「就職基礎能力」

企業が採用に当たって重視し、基礎的なものとして比較的短期間の訓練により向上可能な能力

事務・営業の職種について、就職基礎能力のそれぞれの能力の具体的な内容についてレベル分け(＝基礎(高校卒業レベル)、応用(大学卒業レベル)) を行い、「就職基礎能力修得の目安」として整理

能力	要素	内容
コミュニケーション能力	意思疎通	自己主張と傾聴のバランスを取りながら効果的に意思疎通ができる
	協調性	双方の主張の調整を図り調和を図ることができる
	自己表現力	状況にあった訴求力のあるプレゼンができる
職業人意識	責任感	社会の一員として役割の自覚を持っている
	向上心・探求心	働くことへの関心や意欲を持ちながら進んで課題を見つけ、レベルアップを目指すことができる
	職業意識・勤労観	職業や勤労に対する広範な見方・考え方を持ち、意欲や態度等で示すことができる
基礎学力	読み書き	職務遂行に必要な文書知識を持っている
	計算・数学的思考	職務遂行に必要な数学的な思考方法や知識を持っている
	社会人常識	社会人として必要な常識を持っている
ビジネスマナー	基本的なマナー	集団社会に必要な気持ちの良い受け答えやマナーの良い対応ができる
資格取得	情報技術関係	社会人として必要なコンピュータの基本機能の操作や情報処理・活用ができる
	経理・財務関係	社会人として必要な経理・会計、財務に関する知識を持ち活用ができる
	語学力関係	社会人として必要な英語に関する知識を持ち活用ができる

資料：厚生労働省「若年者の就職能力に関する実態調査」結果（平成16年1月）

「エンプロイアビリティ」

労働市場価値を含んだ就業能力、即ち、労働市場における能力評価、能力開発目標の基準となる実践的な就業能力

＜エンプロイアビリティの具体的な内容＞

1．労働者個人の能力

A　職務遂行に必要となる特定の知識･技能などの顕在的なもの
B　協調性、積極的等、職務遂行に当たり、各個人が保持している思考特性や行動特性に係るもの
C　動機、人柄、性格、信念、価値観等の潜在的な個人的属性に関するもの

2．企業の求める変化に対応する能力

3．横断的な市場価値を含んだ職業能力

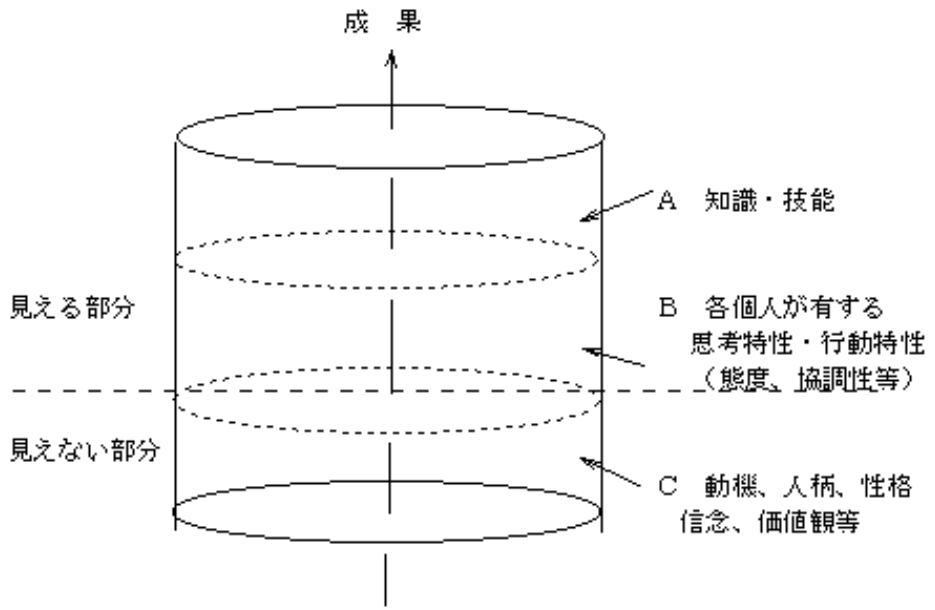

資料：厚生労働省「エンプロイアビリティの判断基準等に関する調査研究報告書」（平成13年7月）

職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組（例）

－職業的（進路）発達にかかわる諸能力の育成の視点から

※太字は、「職業観・勤労観の育成」との関連が特に強いものを示す

	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校	高等学校
職業的（進路）発達の段階	進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期			現実的探索と暫定的選択の時期	現実的探索・試行と社会的移行準備の時期
○職業的（進路）発達課題（小～高等学校段階） 各発達段階において達成しておくべき課題を，進路・職業の選択能力及び将来の職業人として必要な資質の形成という側面から捉えたもの。	・自己及び他者への積極的関心の形成・発展 ・身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上 ・夢や希望，憧れる自己イメージの獲得 ・勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の形成			・肯定的自己理解と自己有用感の獲得 ・興味・関心等に基づく職業観・勤労観の形成 ・進路計画の立案と暫定的選択 ・生き方や進路に関する現実的探索	・自己理解の深化と自己受容 ・選択基準としての職業観・勤労観の確立 ・将来設計の立案と社会的移行の準備 ・進路の現実吟味と試行的参加

職業的（進路）発達にかかわる諸能力			職業的（進路）発達を促すために育成することが期待される具体的な能力・態度				
領域	領域説明	能力説明					
人間関係形成能力	他者の個性を尊重し，自己の個性を発揮しながら，様々な人々とコミュニケーションを図り，協力・共同してものごとに取り組む。	**【自他の理解能力】** 自己理解を深め，他者の多様な個性を理解し，互いに認め合うことを大切にして行動していく能力	・自分の好きなことや嫌なことをはっきり言う。 ・友達と仲良く遊び，助け合う。 ・お世話になった人などに感謝し親切にする。	・自分のよいところを見つける。 ・友達のよいところを認め，励まし合う。 ・自分の生活を支えている人に感謝する。	・自分の長所や欠点に気付き，自分らしさを発揮する。 ・話し合いなどに積極的に参加し，自分と異なる意見も理解しようとする。	**・自分の良さや個性が分かり，他者の良さや感情を理解し，尊重する。** ・自分の言動が相手や他者に及ぼす影響が分かる。 ・自分の悩みを話せる人を持つ。	**・自己の職業的な能力・適性を理解し，それを受け入れて伸ばそうとする。** ・他者の価値観や個性のユニークさを理解し，それを受け入れる。 ・互いに支え合い分かり合える友人を得る。
		【コミュニケーション能力】 多様な集団・組織の中で，コミュニケーションや豊かな人間関係を築きながら，自己の成長を果たしていく能力	・あいさつや返事をする。 ・「ありがとう」や「ごめんなさい」を言う。 ・自分の考えをみんなの前で話す。	・自分の意見や気持ちをわかりやすく表現する。 ・友達の気持ちや考えを理解しようとする。 ・友達と協力して，学習や活動に取り組む。	・思いやりの気持ちを持ち，相手の立場に立って考え行動しようとする。 **・異年齢集団の活動に進んで参加し，役割と責任を果たそうとする。**	**・他者に配慮しながら，積極的に人間関係を築こうとする。** **・人間関係の大切さを理解し，コミュニケーションスキルの基礎を習得する。** **・リーダーとフォロアーの立場を理解し，チームを組んで互いに支え合いながら仕事をする。** ・新しい環境や人間関係に適応する。	・自己の思いや意見を適切に伝え，他者の意志等を的確に理解する。 **・異年齢の人や異性等，多様な他者と，場に応じた適切なコミュニケーションを図る。** **・リーダー・フォロアーシップを発揮して，相手の能力を引き出し，チームワークを高める。** ・新しい環境や人間関係を生かす。
情報活用能力	学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し，幅広く情報を活用して，自己の進路や生き方の選択に生かす。	**【情報収集・探索能力】** 進路や職業等に関する様々な情報を収集・探索するとともに，必要な情報を選択・活用し，自己の進路や生き方を考えていく能力	**・身近で働く人々の様子が分かり，興味・関心を持つ。**	**・いろいろな職業や生き方があることが分かる。** ・分からないことを，図鑑などで調べたり，質問したりする。	**・身近な産業・職業の様子やその変化が分かる。** **・自分に必要な情報を探す。** ・気付いたこと，分かったことや個人・グループでまとめたことを発表する。	**・産業・経済等の変化に伴う職業や仕事の変化のあらましを理解する。** **・上級学校・学科等の種類や特徴及び職業に求められる資格や学習歴の概略が分かる。** **・生き方や進路に関する情報を，様々なメディアを通して調査・収集・整理し活用する。** ・必要応じ，獲得した情報に創意工夫を加え，提示，発表，発信する。	**・卒業後の進路や職業・産業の動向について，多面的・多角的に情報を集め検討する。** ・就職後の学習の機会や上級学校卒業時の就職等に関する情報を探索する。 **・職業生活における権利・義務や責任及び職業に就く手続き・方法などが分かる。** ・調べたことなどを自分の考えを交え，各種メディアを通して発表・発信する。
		【職業理解能力】 様々な体験等を通して，学校で学ぶことと社会・職業生活との関連や，今しなければならないことなどを理解していく能力	**・係や当番の活動に取り組み，それらの大切さが分かる。**	**・係や当番活動に積極的にかかわる。** **・働くことの楽しさが分かる。**	**・施設・職場見学等を通し，働くことの大切さや苦労が分かる。** **・学んだり体験したりしたことと，生活や職業との関連を考える。**	**・将来の職業生活との関連の中で，今の学習の必要性や大切さを理解する。** **・体験等を通して，勤労の意義や働く人々の様々な思いが分かる。** ・係・委員会活動や職場体験等で得たことを，以後の学習や選択に生かす。	**・就業等の社会参加や上級学校での学習等に関する探索的・試行的な体験に取り組む。** **・社会規範やマナー等の必要性や意義を体験を通して理解し，習得する。** **・多様な職業観・勤労観を理解し，職業・勤労に対する理解・認識を深める。**
将来設計能力	夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え，社会の現実を踏まえながら，前向きに自己の将来を設計する。	**【役割把握・認識能力】** 生活・仕事上の多様な役割や意義及びその関連等を理解し，自己の果たすべき役割等についての認識を深めていく能力	**・家の手伝いや割り当てられた仕事・役割の必要性が分かる。**	**・互いの役割や役割分担の必要性が分かる。** **・日常の生活や学習と将来の生き方との関係に気付く。**	**・社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さが分かる。** **・仕事における役割の関連性や変化に気付く。**	**・自分の役割やその進め方，よりよい集団活動のための役割分担やその方法等が分かる。** **・日常の生活や学習と将来の生き方との関係を理解する。** **・様々な職業の社会的役割や意義を理解し，自己の生き方を考える。**	**・学校・社会において自分の果たすべき役割を自覚し，積極的に役割を果たす。** **・ライフステージに応じた個人的・社会的役割や責任を理解する。** **・将来設計に基づいて，今取り組むべき学習や活動を理解する。**
		【計画実行能力】 目標とすべき将来の生き方や進路を考え，それを実現するための進路計画を立て，実際の選択行動等で実行していく能力	**・作業の準備や片づけをする** **・決められた時間やきまりを守ろうとする。**	**・将来の夢や希望を持つ。** **・計画づくりの必要性に気付き，作業の手順が分かる。** ・学習等の計画を立てる。	**・将来のことを考える大切さが分かる。** **・憧れとする職業を持ち，今，しなければならないことを考える。**	**・将来の夢や職業を思い描き，自分にふさわしい職業や仕事への関心・意欲を高める。** **・進路計画を立てる意義や方法を理解し，自分の目指すべき将来を暫定的に計画する。** **・将来の進路希望に基づいて当面の目標を立て，その達成に向けて努力する。**	**・生きがい・やりがいがあり自己を生かせる生き方や進路を現実的に考える。** **・職業についての総合的・現実的な理解に基づいて将来を設計し，進路計画を立案する。** **・将来設計，進路計画の見直し再検討を行い，その実現に取り組む。**
意思決定能力	自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行うとともに，その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する。	**【選択能力】** 様々な選択肢について比較検討したり，葛藤を克服したりして，主体的に判断し，自らにふさわしい選択・決定を行っていく能力	**・自分の好きなもの，大切なものを持つ。** ・学校でしてよいことと悪いことがあることが分かる。	**・自分のやりたいこと，よいと思うことなどを考え，進んで取り組む。** ・してはいけないことが分かり，自制する。	**・係活動などで自分のやりたい係，やれそうな係を選ぶ。** ・教師や保護者に自分の悩みや葛藤を話す。	**・自己の個性や興味・関心等に基づいて，よりよい選択をしようとする。** **・選択の意味や判断・決定の過程，結果には責任が伴うことなどを理解する。** ・教師や保護者と相談しながら，当面の進路を選択し，その結果を受け入れる。	**・選択の基準となる自分なりの価値観，職業観・勤労観を持つ。** **・多様な選択肢の中から，自己の意志と責任で当面の進路や学習を主体的に選択する。** **・進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し，実現可能性について検討する。** **・選択結果を受容し，決定に伴う責任を果たす。**
		【課題解決能力】 意思決定に伴う責任を受け入れ，選択結果に適応するとともに，希望する進路の実現に向け，自ら課題を設定してその解決に取り組む能力	**・自分のことは自分で行おうとする。**	**・自分の仕事に対して責任を感じ，最後までやり通そうとする。** **・自分の力で課題を解決しようと努力する。**	・生活や学習上の課題を見つけ，自分の力で解決しようとする。 **・将来の夢や希望を持ち，実現を目指して努力しようとする。**	・学習や進路選択の過程を振り返り，次の選択場面に生かす。 **・よりよい生活や学習，進路や生き方等を目指して自ら課題を見出していくことの大切さを理解する。** **・課題に積極的に取り組み，主体的に解決していこうとする。**	**・将来設計，進路希望の実現を目指して，課題を設定し，その解決に取り組む。** **・自分を生かし役割を果たしていく上での様々な課題とその解決策について検討する。** ・理想と現実との葛藤経験等を通し，様々な困難を克服するスキルを身につける。

資料：国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「児童生徒の職業観・勤労観を育む教育の推進に関する調査研究報告書」(平成14年11月)

○「キャリア教育」、「職業教育」等の定義

「キャリア教育」、「職業教育」については様々な定義が存在し、今後その精査が必要であるが、諮問時における当面の考え方は以下のとおり。

「キャリア教育・職業教育」
勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育　(教育振興基本計画)

「キャリア教育」
勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育のうち、勤労観・職業観の育成に重点を置いた基礎的、汎用的教育

「職業教育」
勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育のうち、知識・技能の育成に重点を置いた専門的、実践的教育

教育振興基本計画 (平成20年7月閣議決定)

○勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育（キャリア教育・職業教育）の推進
子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、ＰＴＡ、ＮＰＯなどの協力を得て、関係府省の連携により、小学校段階からのキャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。
また、専門高校等が地域社会等と連携して行う特色ある職業教育の取組を促すとともに、高校生等に専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供するための取組を促す。

○専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進
大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における実践的な職業教育を促す。

中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(平成11年12月)

「キャリア教育」を、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」と定義し、「発達段階に応じて実施する必要がある」とした。

「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」報告 (平成16年1月)

「キャリア教育」を、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」、端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」と定義。
「職業教育」を、「職業に従事する上で必要とされる知識、技能、態度を習得させることを目的として実施される教育」、「より狭義には、専門教育における各教科のうち、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉など、職業に関する教科の学習を通して行う教育」と定義。
その上で、「職業教育における取組は、進路指導とともにキャリア教育の中核をなすもの」と位置づけ。